

参議院科学技術特別委員会会議録第三号

(1010)

昭和六十三年三月三十日(水曜日)
午後三時二分開会

委員の異動

三月二十四日

辞任

佐藤 昭夫君

補欠選任

吉井 英勝君

出席者は左のとおり。

委員長 飯田 忠雄君
理事 後藤 正夫君
出口 廣光君
高杉 勉忠君
伏見 康治君

委員

岡野 裕君
岡部 三郎君
木宮 和彦君
志村 哲良君
高平 公友君
長谷川 信君
前島英三郎君
最上 進君
穂山 篤君
稲村 稔夫君
松前 達郎君
吉井 英勝君
小西 博行君

国務大臣

国務大臣
(科学技術庁長官)

伊藤宗一郎君

政府委員

科学技術庁長官 見学 信敬君
科学技術庁科学 加藤 昭六君
技術政策局長 吉村 晴光君
技術振興局長 川崎 雅弘君
科学技術庁研究 松井 隆君
開発局長 石塚 貢君
科学技術庁原子 高橋 利彰君
力局長 新関 勝郎君
科学技術庁原子 岡本 行夫君
力安全局長 法眼 健作君
中島 明君
山田 勝兵君
伊藤 雅治君
山本 庸幸君
油木 肇君

事務局側

第三特別調査室
防衛庁装備局管 理課長
外務省北米局安 全保障課長
外務省国際連合 局外務参事官
外務省国際連合 局原子力課長
文部省学術国際 局研究機関課長
厚生省保健医療 局感染症対策室 長
特許庁総務部工 業所有権制度改 正審議室長
特許庁総務部国 際課長

説明員

本日の会議に付した案件

○昭和六十三年一般会計予算(内閣提出、衆議院送付)、昭和六十三年特別会計予算(内閣提出、衆議院送付)、昭和六十三年政府関係機関予算(内閣提出、衆議院送付)について

(総理府所管(科学技術庁))

○委員長(飯田忠雄君) ただいまから科学技術特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る三月二十四日、佐藤昭夫君が委員を辞任され、その補欠として吉井英勝君が選任されました。

○委員長(飯田忠雄君) 去る三月二十五日、予算委員会から、本日一日間、昭和六十三年一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、総理府所管のうち科学技術庁について審査の委嘱がありました。

この際、本件を議題といたします。伊藤科学技術庁長官から説明を求めます。伊藤科学技術庁長官。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) 昭和六十三年における科学技術庁の予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

昭和六十三年度総理府所管一般会計歳出予算要求額のうち、科学技術庁の歳出予算要求額といたしまして三千四百四億一千万円を計上いたしました。

また、総理府、大蔵省及び通商産業省の共管による電源開発促進特別会計歳出予算要求額のうち、科学技術庁分といたしまして九百五十億八千三百万円を計上いたしました。さらに、産業投資特別会計から日本科学技術情報センターに対し四十七億円の出資を予定いたしております。

六千七百百万円の増額となっております。

この歳出予算要求額のほか、国庫債務負担行為限度額といたしまして、一般会計一千四百九億二千五百百万円、電源開発促進特別会計七百九十四億一千万円を要求いたしております。

次に、歳出予算要求額のうち主な経費につきましてその大略を御説明申し上げます。

第一に、科学技術政策研究の強化充実を図るため、資源調査所を改組して科学技術政策研究所を設置するとともに、科学技術会議の方針に沿って科学技術振興に必要な重要研究業務を総合的に推進するための科学技術振興調整費を拡充し、新たに外国人研究者の受け入れを含む国際流動基礎研究の推進を図るための経費等として九十五億三千万円を計上いたしました。

第二に、創造的・基礎的研究の充実強化のため、国際社会への貢献という観点をも踏まえたヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラムに関する調査・検討に必要な経費、多分野にわたる領域における先端的基礎研究を流動的で国際的にも開かれた体制のもとで長期的に行う国際フロンティア研究の充実に必要な経費、産学官の研究者を弾力的に組織化して次代の技術革新を担う創造性豊かな新技術を創出することを目的とした創造科学技術推進制度による研究の推進に必要な経費として五十六億三千百万円を計上いたしました。

第三に、科学技術国際協力を通じて国際社会への積極的貢献を図るため、日米協力を初めとする先進諸国との協力、ASEAN諸国等開発途上国との協力、人材交流等の国際協力に必要な経費として三百二十三億六千六百万円を計上いたしました。

第四に、研究開発のための基盤の整備のため、地域における研究開発機能の高度化等地域におけ

る科学技術の振興を図るための経費、広範な分野の基礎研究に飛躍的な成果をもたらすことが期待される大型放射光施設について所要の研究等を推進するための経費、民間等との共同研究の促進、研究公務員等の国内及び海外研修への派遣、ハイテクコンソーシアム制度による先端的研究成果の展開、新技術の企業化の促進等を図るための経費、日本科学技術情報センターにおける科学技術に関する各種データベースの拡充、新オンライン提供システムの開発、国際科学技術情報ネットワークの運用等内外にわたる科学技術情報の流通を促進するための経費、遺伝子資源の収集、保存、提供体制の整備等のための経費として一般会計に五十五億八千八百万円を計上するとともに、産業投資特別会計から日本科学技術情報センターに対し四十七億円の出資を予定いたしております。

第五に、原子力の研究開発利用及び安全対策の推進のため、原子力安全規制行政及び原子力の安全研究などの安全対策等を進めるための経費、ウラン濃縮、使用済み燃料の再処理及び放射性廃棄物の処理処分等核燃料サイクル確立のための経費、高速増殖炉及び新型転換炉の研究開発を行うための経費、核融合の研究開発、原子力船の研究開発、放射線利用研究、高温工学試験研究等の先進的プロジェクト及び基礎技術開発等における原子力研究開発利用に関連する各種試験研究を行うための経費等として一般会計に一千七百六十四億七百万円を計上いたしました。

また、原子力施設の立地対策として、原子力施設周辺地域の住民等に対する給付金の交付、周辺地域における雇用確保事業の推進、関係地方公共団体の公共用施設の整備、放射線監視対策、原子力防災対策等の原子力安全対策に必要な経費、高速増殖炉原型炉「もんじゅ」及び新型転換炉実証炉用燃料開発施設の建設等新型動力炉の開発を進めるとともに、使用済み燃料再処理技術の開発及びウラン濃縮技術の開発を行うための経費等として電源開発促進特別会計に九百五十億八千三百

万円を計上いたしました。

第六に、宇宙開発利用の推進のため、通信衛星三号、静止気象衛星四号、海洋観測衛星一号b、放送衛星三号、地球資源衛星一号、技術試験衛星V型及び静止気象衛星五号の開発を進めるほか、地球観測プラットフォーム技術衛星の開発研究等を行うための経費、Hローケット及びHローケットの開発等の宇宙輸送システムの研究開発を進めるための経費、宇宙ステーション計画への参加の一環として実験モジュールの開発等を行うとともに、第一次材料実験システムの開発を進めるための経費、宇宙科学技術の基礎的、先行的研究を行うための経費等として九百八十四億七千万円を計上いたしました。

第七に、海洋開発の推進のため、六千メートル級潜水調査船及びその支援母船の建造、潜水調査船「しんかい二〇〇〇」による深海調査研究、海中作業実験船「かいよう」による潜水作業技術の実海域実験、海域総合利用技術に関する地域共同研究開発を行うための経費等として九十四億八千七百万円を計上いたしました。

第八に、物質・材料系科学技術の研究開発の推進のため、新たに超電導材料研究マルチコア・プロジェクトの推進を図るなど、金属材料技術研究所、無機材料研究所等における各種試験研究、創造科学技術推進制度及び国際フロンティア研究における材料研究を推進する等のための経費として八十八億七千万円を計上いたしました。ほか、科学技術振興調整費から二十三億円の充当を見込んでおります。

第九に、ライフサイエンスの振興のため、国際フロンティア研究の一環として老化の仕組みの解明のための研究、脳・神経系、免疫系科学技術の研究等の人間系科学技術の研究、がん本態解明のための研究、重粒子線の医学利用に関する研究、放射線によるがんの診断、治療のための研究等、ライフサイエンス関連研究を推進するための経費として九十三億六千六百万円を計上いたしました。ほか、科学技術振興調整費等から三十四億四千三

百万円の充当を見込んでおります。

第十に、地球科学技術研究開発等の推進のため、海洋観測衛星一号b、地球資源衛星一号並びに静止気象衛星四号及び五号の開発、地球観測プラットフォーム技術衛星の開発研究等地球観測技術の研究開発を推進するための経費、地震予知、震災対策、雪害対策等防災科学技術に関する試験研究等を行うための経費として百七十六億五千万円を計上いたしました。

最後に、その他の重要な総合研究等の推進として、ファンジェットSTOL実験機「飛鳥」による飛行実験、革新航空宇宙輸送要素技術の研究開発等航空技術の研究開発、レーザー科学技術研究等を行うための経費として百九十二億一千九百万円を計上いたしました。

以上、簡単にございますが、昭和六十三年度科学技術庁関係歳出予算要求額につきましてその大略を御説明申し上げました。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○委員長(飯田忠雄君) この際、お諮りいたします。昭和六十三年度科学技術庁予算についての見学官房長の説明は、これを省略して、本日の会議録の末尾に掲載することといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(飯田忠雄君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(飯田忠雄君) これより質疑に入りましょう。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○本宮和彦君 それでは、私の時間最初六十分の予定で質問事項を提出いたしました。本日の時間の都合で三十分にかつたいたしますので、大変御迷惑をかけると思いますが、その点はあらかじめお断りを申し上げます。

まず第一番目に、今長官からも予算の概要説明の方に出ておりましたが、大型放射光の科学技術振興上の意味、それからその専用施設がこれからどのくらい必要であるか、またそれが民間にどのくらい活用されるであろうか、それらの点につきまして、時間もございませぬのでなるべく手短にお願いたしたいと思います。日本の科学技術の進歩の基盤になる基礎的な研究と私思いますし、また科学技術庁が中心に計画をされておりますこととでございますので、その点よろしく御説明のほどをお願い申し上げます。

○政府委員(吉村晴光君) ただいま御指摘ございました大型放射光施設でございますが、御存じのとおり、この施設は従来にない非常に明るくて、それから波長が短い光を出すものでございます。そういう意味で、現在非常に大事だと言われております物質・材料系の科学技術、ライフサイエンス、情報・電子系科学技術といった先端的な分野の基礎的な研究の面で大変飛躍的な成果をもたらすというふうな期待をされております。また、こういういったものを共同利用施設の形で整備することによりまして、産学官及び国際的な研究交流にもお役に立つものであるというふうな期待をいたしておるところでございます。

私どもは、産官学の専門家の御意見を聞きながらいろんな検討を進めてきたわけでございまして、現在、この分野の問題につきましては、主として学術の最先端を切り開いていくというふうな状況にございますが、科学技術の進歩が非常に激しい状況にございますので、いずれはもっと幅広く産業界を含めて利用をされるようになるであろうというふうな理解をいたしておるわけでございまして、そういう意味で、現在高エネルギー物理学研究所を中心に学問研究の一部として、将来の大型高性能の放射光についてのお考えもさることながら、もっと利用のビームの数の多いものを安定的に運営することが、長い目で見まして、我が国の科学技術の進歩上極めて重要であるとい

うふう理解をいたしまして、現在理化学研究所と日本原子力研究所の分担のもとに基礎的な研究を行っておるということでございます。

申し上げましたように、現在の段階におきましては主として大学、国立の研究機関といったところの基礎的研究が中心でございますが、産業界におきましても、近年こういった放射光の応用というところにつきましても関心が高まっております。

で、例えて申しますと、現在高エネルギー物理学研究所に二十五億エレクトロンボルトの放射光施設がございまして、この一部につきましてもはエレクトロニクス関連のメーカーがその放射光を利用しておるという状況でございます。今後ますます大きな放射光施設につきましても検討を進めておりますが、先々こういった傾向はますます強くなる、大学、国立研究機関はもちろんな民間におきましても広くこういったものが利用をされるであろうというふうに考えておる次第でございます。

○本宮和彦君 今の説明のとおりだと思いが、現在には少なくとも日本は英米に比べますと大分大型放射光施設が小さいし、レベル的にいっても劣っているように聞いております。今後それらにつきましても、今現在あるのは筑波研究学園都市の文部省の高エネルギー物理学研究所だと思いが、これから設置するのは方々で、関西の方でもつくってほしいという希望もあるやに聞いておりますが、どこへというふうに、具体的にまだ決まっておらなければ結構でございます。何か目標がありましたらお教えいただきたいと思いが。

○政府委員(百村晴光君) 現在、御指摘のように、筑波の研究学園都市に高エネルギー物理学研究所の放射光施設がございまして、それより一段大きいものとして六十から七十億エレクトロンボルトクラスの放射光施設の計画を考えておるわけでございますが、まだ研究開発の段階でございます。その一環として、そういうものをつくるといいますとどういった立地条件が必要であるかというところにつきましても現在検討をしておるとい

うところでございます。具体的な立地といったようなものを検討する段階にはまだないというふうな状況でございます。

○本宮和彦君 これはやはり一刻を争うと思いがすので、なるべく早く立地条件その他を調査の上で具体的にひとつ進められることを希望しておきます。

次に、超電導のことについて伺いたいと思いが、独創的な研究で日本でもかなり、今まで日本人というのは英米の開発したものをまねるということが多かったんですが、超電導に關しましてはかなり独創的な研究もあるように聞いております。現在の超電導の日本の状況並びに海外の状況、最近余り聞かなくなりましたか、ちよつとお教えいただきたいと思いが。

○政府委員(川崎雅弘君) 今の超電導と申しますのは、大別しまして金属系、これは在来型とでもいいますか、金属系とそれから酸化物系というのがございます。今先生御案内のように、日本ではその金属系では特にニオブとすずとの合金を利用しましたものについて世界に先駆けまして線材化、いわゆるコイルにできるような線材化する技術というのを開発いたしました。これは古河電工を経由してアメリカに輸出をしておるということで、金属系のいわゆる極低温を利用する超電導の技術力という点ではかなり世界的にも進んだレベルにあると思っております。

それから、先生が御指摘されましたのは、いわゆる一昨年から急激にブームになってまいりました酸化物系の超電導でございますが、これも実はノーベル賞をもらいましたバドノルツ、ミューラー博士というIBMのチューリッヒ研究所の成果でございますが、これを東大の研究グループがいわゆる超電導性があることを確認するという評価を真っ先にしておりますし、それに引き続きましては無機材料が、ペロブスカイト構造と言っておりますが、そういう新超電導体の結晶構造というふうなものについての解析を世界で初めて行った。

さらにことしの一月になりました、従来から言われておりましたテルであるとか、そういったややハンドリングの難しい材料にかわってビスマスというふうな材料を使つての新超電導体というふうなものも金属材料が開発をしております。そんなふうな状況で、はなを切っているというのはいかにくいかもわかりませんが、今しるぎを削りつつある状況というふうに考えております。

なお、これらの比較は、アメリカの場合にはヒューストン大学というのが一つのコアになっておりますし、先ほど申し上げましたIBMのチューリッヒ研究所がヨーロッパを代表しての一つのコアと。最近米国では、特にレーガン大統領の昨年七月の提案によりましてテキサス大学に超電導研究センターというのを設立するという動きが出てきておるといったような状況でございます。

○本宮和彦君 最近、超電導の材料研究のマルチコア・プロジェクトというプロジェクトが始まったように聞いておりますが、今回の予算にも大分盛り込まれているようにございまして、そのマルチコアという組織ですが、私も素人でございまして詳しくは全くわかりませんが、いろいろ理論・データ、それから制御する、今度はそれを評価するといふ三つのコアからそれぞれ運営委員会をつくって、そういう運営体制をやつていこうというように、これも科学技術庁が中心になってやつていらつしやる。今回の予算にも二十億四千四百万円が盛り込まれているように聞いておりますけれども、これらにつきましても、私も目新しいこととございまして、十分に理解もできません。ひとつまたわかりやすく簡単に御説明していただければ大変ありがたいと思いが、よろしく願ひします。

○政府委員(川崎雅弘君) 今御案内のマルチコア・プロジェクトと申しますのは、実はそれぞれの研究所というのはいくつかの組織体でございまして、組織間の共同研究をやるといふのがなかなか円滑に動きにくい面もある。そういう点であえてマルチコアと銘打ちましたのは、一つは内外に

開かれた研究体制をどうしてもつくるというところ、それから研究者主体で研究計画を練り上げていくという創造性を重視した運営をしたい、それから柔軟な共同研究体制をその中でとっていきたいという三つのねらいを持っておりまして、現在は主として当庁の金属材料技術研究所あるいは無機材料研究所に例へば構造解析のコアがある研究者を中心に組みまして、あるいは合成のコアを金属材料技研の中に一つつくりまして、それに無機材料技研の中にも一つつくりまして、それと国立の研究機関の方、民間の方がそのコアと一緒に入っていただきまして共同研究をやつていく。そういう共同研究をやつていく、大きくは共同研究推進連絡会議というふうなものをそのグループリーダーといひましようか、コアリーダーが集まりの中で設けていく。それをさらにサブリーダーというふうな形でつないでいきまして、一種の研究者同士のフォーラム活動と共同研究が同時多発的にそのコアを中心に行われるようにしたいと考えております。

そのコアの結節点になりますものとして、今先生御指摘の約二十一億円の予算を来年度計上させていただきます。ただいま聞いておりますが、その中に超電導の性能を評価するのになくてはならない高磁場を発生する研究施設を設けるとか、あるいは構造解析をやる研究施設を設けるとか、あるいは要するに原子距離を見出すことのできる電子顕微鏡を備えつけて、そういうようなものを評価のグループの中心に据えるという、そういう大型高性能の施設をそのコアの一つずつに持つていただまして、そこへみんなが集まって研究をし合つていこう、そんなようなことを現在進めておるわけでございます。

なお、これの具体的な制度運営化につきましましては新年度とともに発足させたいと考えておりますので、現在細部の構造については研究所間でいろいろ相談をしているところでございます。

○本宮和彦君 大変いいアイデアだと思いが、日本にとりまして大変得意な分野じゃないかと思いが、世界的に本場にしのぎを削つて

やっておりますし、と思ひますので、将来の見通しについてはなかなか説明は難しいと思ひますけれども、ぜひひとつ全力を挙げて立派な業績を残されまうようにお願いを申し上げたいと思ひます。

時間も余りございませんので、さういふ先へ進みますので、その辺はお許しをいただきたいと思ひます。

それでは、次にエイズについてひとつお尋ねいたしたいと思ひます。これは本来なら科学技術庁に聞くべきではないかと思ひますが、最近エイズは余り言われなくなつたので、この辺でもう一回我々も恐ろしさを十分理解したいと思ひますが、現在のエイズ研究の現状並びに将来の見通しといふことが、将来の見通しの中にもいろいろあると思ひますけれども、エイズの原因だけはもう二、三年前に解明されてビールズ説、これはHIVというウイルスであるといふことは確かだと思ひますが、しかしながら、まだ治療薬も全く発見されておらず、現在の状況で、特に潜伏期が非常に長いようございまして、これから日本がとるべきことは何か。無論治療薬ができればそれにしたことはないんですが、一体それはいつごろか。わからないかもしれませんが、趨勢としては一体どのくらいの見通しでこれらができるのか。現在は何をやるべきか。

これはある先生の説によりますと、エイズについてはわかつておられないんだから、薬もないんだから、各人一人一人がエイズに対する知識を持つて、自分でエイズから身を守るということが目下一番大事だと、こう書いていらつしやるわけで、大変適切な言葉だと思ひますが、しかし、我々にとつてはそれでどうしたら身が守れるのか、わからせんので、その辺の施策を、科学技術庁なのか厚生省なのか知りませんが、どういふところに力点を置いて具体的にそれを進められてゐるのか、その辺をお教へいただければ大変ありがたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○政府委員(川崎雅弘君) 最初に科学技術庁から

全体像について簡単に御紹介をさせていただこうと思ひます。

今申されましたとおり、大変重要な疾病ということで認識は一致してゐると思ひますが、既にエイズ問題総合対策大綱というものが関係閣僚会議において六十二年二月に決定をされておりました。現在このエイズの研究については文部省、厚生省、科学技術庁の三省庁がそれぞれ分担をいたして研究を推進してゐるところでございまして、私も承知してゐる限り、分担をいたしましては、文部省が今おっしゃいましたHIVウイルスの構造や本体の解明という基礎的な部門を担当いたしますし、厚生省が診断、治療あるいは予防法の確立といった面での研究を進められておりますし、それから科学技術庁はこれらの共通基盤となりまして技術分野といったようなところとか、あるいは将来の行政施策の実施に当たつて必要となる指針といったようなものができればというような分野を分担をいたしてゐるわけでございまして。

全体的には、昭和六十年度に最初に科学技術振興調整費を厚生省に移しかえましていゝゆる診断技術の開発というのを手がけておりました。その後六十一年度もやはり厚生省に移しかえまして、ウイルスのいゝゆる抗体を見つける定量方法の研究を行つてゐるという状況でございまして。

なお、見通しに關連いたします問題としては、昭和六十一年度からこういふ免疫応答機能が異常を起す、そういう機構そのものを解明するため、これは特にいゝゆる逆転写酵素を持ったウイルスといふことでレトロウイルスと言つておりますが、振興調整費を六十二年度に一億円計上いたしました。これは六十三年度も継続する予定でございまして。これは本題を解明していくということにならうかと思つております。それから、特に六十三年度には科学技術庁は、理研におきましてこのレトロウイルスそのものの本態をより分子レベルで、あるいは分子生物学的なレベルで解明するための研究費として理研に約六千万円を計上し、本格的に取り組むこととしております。

そういう意味では急がれてはゐるわけでございしますが、諸外国を含めまして決定的な答えといふのがいつできるというふうに予測するまでには残念ながらまだ至らないというのが率直な私どもの見方でございます。

○説明員(伊藤雅治君) 厚生省のエイズ研究の現状につきまして御説明をさせていただきたいと思ひます。

昨年二月のエイズ問題対策大綱を受けまして厚生省といたしましては、治療方法やワクチンによる予防がまだできない現状におきましては、正しい知識の普及ということが当面最大のエイズ対策のかぎである、こういう認識のもとに啓蒙普及活動に力を入れますとともに、中長期的には治療方法の開発でございまして、ワクチンの開発、これがこのエイズ対策の根本的な対策になる、こういう現状認識のもとに進めてゐるわけでございまして。

厚生省といたしましては、昭和五十八年度より研究に着手いたしました。それ以降、診断技術の開発でございまして、感染者の発症予防のための研究、またワクチン開発のための基礎的な研究等を中心として実施してきてゐるわけでございまして。昨年七月のエイズ対策専門家会議の提言を受けまして六十三年度予算案におきましては重点研究課題を設定いたしました。それに対する予算の増額及びこれらの研究を進めていくための研究支援体制の整備を盛り込んで、六十三年度予算案におきましては八億四千七百万円程度の子算をお願いをしてゐるところでございます。

具体的に申し上げますと、六十三年度におきましては、エイズの疾病動物モデルの作成でございまして、それから病態把握マーカーの探索でございまして、また発症予防、治療方法の確立のための研究、または疫学的な研究でございまして、抗エイズウイルス薬の開発及びワクチン開発等の基礎的な研究、これらを重点的に進めていきたいと考えております。そのほか支援体制の強化策をいたしまして、リサーチレジデント制度の創設でございまして、外国との研究者の交流事業

及び厚生省におきます中心的なエイズ研究の拠点とするために国立予防衛生研究所にエイズ研究センターを設置いたしまして研究の推進を図つてまいりたいと考えてゐるところでございまして。

○木宮和彦君 大変熱心にやつていらつしやるようでございますが、何にいたしましてエイズはアメリカでは一年に約倍の患者が出るといふことが、またWHOでは、地球上に大体十万人の患者がおつて、一千万人のウイルスの保有者がいるといふことを言われておりますので、いづれにしても日本もこれから侵される方で、大変我々としても脅威に感じてゐるところでございまして。

今のお話では、ことしの厚生省のエイズ対策予算は十億円弱ですか。聞くところによると、間違つていたらごめんない、アメリカでは一兆円近くの研究費を出してやつてゐるというところも聞いております。その差はまことに何倍か計算ができません。これはアメリカはエイズの本元でございまして、日本はそれだけ痛切感がないかもしれませんが、やはり研究費を惜しまず、一日も早くこのエイズの治療薬が完成できますことを私は心から願ひするものでございまして。

時間もございせんのでエイズのことにつきましてはまたいずれとしまして、きょうはこれで終りたいと思ひます。

次に、これは科学技術庁にお尋ねしてもお答えになるかどうかわかりませんが、現在非常に遷都論が盛んでございまして。同時にまた、東京湾に大きな島をつくらせて、そこへ人間を集めてやろうという計画もあるやに聞いております。しかしながら、そういう人工島をつくらせて首都の機能をそこへ持つていくということは大変私にはいいと思ひますが、ただし、惜しむらくは安全性の問題で、特に関東大震災程度の地震がこれから起こりますと果たしてその人工島がどうなるかといふことは、これはもう考えずにやつてゐる人はないと思ひますが、それらも将来的な展望で今の東京が

このままでいいとは思われないし、また何かしないとも機能がおかしくなるということももう百も承知で、地価の問題だけじゃなくて、すべてがそうだと思います。その安全性あるいはそのプロジェクトに対して科学技術庁として何か各省にまたがって多角的に高い視野でもってそれらを検討されるようなお考えはありや否や。なければならぬ結構でございませうけれども、もし御所見がございましたらお教えを賜りたいと思います。

○政府委員(川崎雅弘君) 先生御指摘の東京湾再開発という一つのプロジェクトについては特にございせんが、現在海洋開発につきましては内閣に海洋開発関係省庁連絡会議、これは十一省庁から構成されておまして、議長が内閣官房副長官でございませうが、そのもとでこの東京湾再開発問題も海洋開発の一環として審議、議論をされてきておるところでございませう。その中で、海洋開発推進計画の一つとして現在それぞれのつかさつかさにおいての推進が図られていくという状況でございませう。

科学技術庁におきましては、特に臨海部の開発問題につきまして、基盤的な、先生御指摘の安全性であるとか構造物の強度といったような問題をやるために、昭和五十七年度から六十一年度までの五カ年間にわたりまして、科学技術振興調整費によりまして、海洋に構築しました構造物、それによる海洋空間の有効利用というような見地からの研究を関係機関とともに推進をしてまいりました。これが発展いたしまして、現在運輸省が中心になって海洋構造物の沖合展開のための研究とかあるいはハイブリッド海洋構造物の設計に関する研究というような形で、現在の東京湾再開発あるいは沖合人工島の建設といったような技術的な流れになっていくものと理解しております。

なお、その後科学技術庁としましては、地先の海域を総合的に活用するための諸研究ということで、海洋利用技術研究というのを海洋科学技術センターにおいて推進することとしておりまして、

まだ基礎的な段階ではございますが、単に構造物等で利用するのではなくて、海を海のままとして利用する場合も含めて総合的な研究を進めたいと考えておるところでございませう。

○本宮和彦君 ぜひ大事なことでございませうので、機会がございましたらひとつまた御検討を賜れば大変ありがたいと思います。

では次に、日米原子力協定の現状と内容でございませうが、たしか昨年の十一月四日ですが、日米原子力協定が結ばれたと思ひます。そして今国会に提出があると思ひますが、この発電用濃縮ウラン燃料の再処理問題でございまして、今回は同時に包括同意取り決めというのものも決めて、これからは一々アメリカの許可を得なくても移動できるような措置がとられると思ひます。また、平和的利用を双方ともに確約するというか、双務的な規定もあるように聞いております。時間もございませうので、ごく簡単にさわりだけで結構でございませうし、これからの見通し、またアメリカにおける批准の状況など、おわかりの範囲内で結構でございませうが、よろしくお願ひいたします。

○説明員(中島明君) 新しい日本とアメリカとの間の原子力協力に関する協定につきましては、先生御指摘のとおり、昨年十一月四日に日米の間で署名を了しまして、それ以降アメリカの議会においても本件の審議をしていくわけでございませう。アメリカの議会におきましては、一部にこの協定についての批判的な意見もございませうが、一番新しい動きといたしましては、三月二十一日にアメリカの上院がこの協定の承認を求めた決議案を賛成三十、反対五十三という大差の表決で葬り去ったという経緯がございまして、アメリカの上院におきましては、この原子力協定の批准に向けて大きな進展があったと考えております。下院の方はまだこれから審議が続きますが、上院のこのような動きが下院に対してもいい影響を持つのではないかと考えております。

なお、日本側の事情でございませうが、これは御承知のように、去る三月十一日の閣議におきまして、

て、国会に提出し御審議を願うという閣議決定を行っております。

以上でございませう。

○本宮和彦君 時間がなくなりましたので、最後に長官にお尋ね申し上げたいのですが、長官は正月に夢のある宇宙開発をしたいというお話をされました。どういふふうにかこれから夢のある宇宙開発をおやりになるうとしていらっしゃるのか、これが一点です。

それからもう一つ、これは利根川博士が、若手研究者の育成は日本は非常にだめだ。それだから頭脳が流出するといふような意味のことをおっしゃったと思ひますが、日本でこれから若手研究者をいかに、これは専ら科学技術庁だけじゃなくて、文部省その他もあると思ひますが、これはこれから一番大事なことでございませうが、この育成についてどうお考えでしょうか。これが二つ目。

最後に、原子力船「むつ」につきまして、この間、関根浜へ移りまして原子炉の運転の補助スリッパのかきが返還されたように聞いておりますが、これからの日程と、過去の、今までの「むつ」を通して国の科学技術開発に対する反省と同時に、将来の一つの反省材料としてどうお考えですか。

この三点について、簡単に結構でございませうが、お聞かせいただいて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○國務大臣(伊藤宗一郎君) 人類の文明は、古来、未知なるフロンティアに挑戦をし、これを開拓することによって新たな発展を遂げてきたところでございませう。今日、宇宙は、大陸や海洋に続き、人類全体が力を合わせ取り組むべき新たなフロンティアでございまして、その探求は人類の夢を実現し、人類文明の発展を促すものと認識しております。また、宇宙の開発利用を進めることは、科学技術水準及び国民生活の向上に寄与し、そして経済、社会の発展のためにも貢献するわけでございます。さらにまた国際社会にも貢献する

るといふことにもなりますので、我が国にとりまして大きな意義を有するものと認識をしております。

このような観点から、我が国の宇宙飛行士が搭乗することとなる宇宙ステーション計画への参加を初めとして、人工衛星、ロケット等の研究開発を、今までもやっておりますけれども、さらに精力的に進めることによりまして、次代を担う、二十一世紀を担う青少年に夢と希望を与えてやりたいというふうに精いっぱい頑張っております。

なお、若手研究者の養成といたしましては、なかなか科学技術庁だけではどういふことでもございませうし、先生お話しのとおり文部省という問題もありますし、あるいはまた明治以来続いております大学というもののいろいろのしきたりなどもあるようございまして、そういうことに対して我々ができるだけ若手研究者、特に三十代に立派な研究ができるといういろいろのデータもございませうので、若手研究者が伸び伸びと自分の独創性に基づいて研究できるように環境整備といたしまして、予算の面でもあるいは制度の面でも文部省その他の関係機関とよく協力をして、若手研究者が十分に自分の才能、研究が発揮できるような環境整備といたしまして、ぜひひとつ急いでつくりたいということ、今みんな力を合わせて全力投球をしているところでございませう。

原子力船「むつ」の問題につきましては、データもございませうので、原子力局長の方から答弁させていただきます。

○政府委員(松井隆君) 原子力船「むつ」につきまして、先ほど先生から御指摘がありましたとおり、本年一月に関根浜の新定係港が完成いたしました。それに移りました。原子力船「むつ」に関しましては、もとより昭和六十年三月でございませうけれども、政府が定めた基本計画がございませう。それに従って着実に推進する次第でございませう。それで、関根浜新定係港に移しましてから、本年の二月と三月にかけましていわゆる温暖と冷感

の機能試験、これは原子炉は動かさなければならぬ、制御棒の上げ下げとかそういうものをやりまして、機能試験も無事に実施してございます。

それから、その先のスケジュールでございますけれども、まず六十三年度末までは関根浜の陸上の附帯施設、これについては工事を完成したいというふうに考えております。なお、それと並行いたしまして、六十三年度中には原子炉のふたを開けまして、その中の燃料体あるいは炉内構造物、そういうものの点検を実施するという原子炉のふたの開点検、これを実施したいと思っております。それで、六十四年度になりますと、船体の点検とかあるいは起動する前のいろんな諸試験を実施した上で、その後出力の上昇試験をやりたい、また海上の試運転もやりたいと思っております。最終的には、昭和六十五年におおむね一年間を目途とした実験航海を行うという計画を持っている次第でございます。

それで、確かに「むつ」につきましては、過去におきまして、私も政府とそれから日本原子力船開発事業団等々との連絡が、意思疎通が必ずしも十分でなかったという面につきましては我々十分反省する次第でございます。そういう意味で、私も地元とのお約束とかあるいは地元で十分御説明すると、そういうことについては心がけていますつもりでございます。おかげさまで、例えば本年一月の「むつ」の回航につきましては極めて円滑に進められたということでございます。

いずれにしろ科技庁といたしましては、今後関根浜における新定係港におきましていろいろ諸試験を着実に実施したいと思っております。もちろん安全性の確保が大前提でございますけれども、そういうことによりまして所期の成果が得られるように進めてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○木宮和彦君 どうもありがとうございます。
○高杉勉忠君 先ほど昭和六十三年度における科
学技術庁の予算について御説明がありました、

以下重要事項について順次たしたいと思っております。
まず日米科学技術協定について伺いたいと思
いますが、最初にこの協定の改定交渉の進展状況と
今後の見通しについて伺いたいと思っております。

○説明員(法眼健作君) 日米科学技術協定の交渉
の現状について簡単に申し上げます。
先般の日米首脳会議におきましてその重要性
が確認されたわけでございまして、そして現在ワ
シントンに我が方の交渉団が、外務、通産、科学
技術庁等の交渉団が先週来向こうに出かけており
まして、今鋭意交渉をしておるところでございます。

内容につきましては、まさに今交渉中というこ
とでございますが、日米間の科学技術協力関係の
強化というための一般原則、これを織り込むこと
と、それから協力活動にかかわる知的所有権の保
護、こういったような問題を含めて今話し合ひが
続けられておりまして、一生懸命やっております
ところでございます。

先生今御質問の見通しはどうかという点でござ
います。まさに今ぎりぎりのところに来ておる
と思われまゝ。どういふふうな具体的な状況なの
かということにつきましては、ただいままさに交
渉中なものでございまして、この点御了解をい
ただきたいわけでございまして、日米双方が納得
し得るような合意に達するべく今後ともできるだ
けの努力を重ねていきたいと考えております。

○高杉勉忠君 今お話がありました、協定の内
容とか改定の中身について、交渉中ですからそれ
に触れてもなかなか答えにくいと思ひますね。
そこで、一般的にということでお伺いをしたい
んです。これは特許庁だろうと思ひますけれども、
これは一般論でお答えをいただいで結構です。
知的所有権の保護強化、これは極めて大事だと
私は考えるんですけれども、特許庁ではどうい
うふうにお考えになっておりますか。

○説明員(油木盛君) 先生御指摘のように、技術
開発や技術移転の基盤としての知的所有権、特に

工業所有権の保護強化といったことは基本的に重
要であるというふうに我々考えております。しか
しながら、その保護が行き過ぎるといふこともご
ざいまして、そうなりますと技術開発の妨げとな
り、あるいはひいては産業の発展を阻害すること
にもなりかねないというところも考えられますの
で、現在、制度の国際的な調和ということを中心
として、効果的かつ適切な保護を図るという観点
から検討を進めておるところでございます。

○高杉勉忠君 それじゃ長官にお伺いしますけれ
ども、改定の中身とか、いろんな改定の内容につ
いて踏み込む話じゃなくて、これまた一般論で
結構でございますが、科学技術政策上、知的所有権
の保護強化、これについてはどういふふうに長官
お考えになっておりますか。

○政府委員(加藤昭六君) ただいま御指摘の科学
技術政策上の観点からという、もう一度さういっ
た点から見詰め直してみますと、御案内のよう
に、最近の科学技術の発展というものがこの知的所
有権問題に非常に大きな新しい問題を投げかけて
いる。大きく分けると三つぐらいになるんじやな
かろうかと言われております。

一つは、最近の科学技術が非常に大型化したり
高度化したりしております。科学技術の研究開
発に多額の資金なり長期の期間を要するというこ
とで、一方、それを使う者の身になってみますと、
と、逆に非常に短期間で安い費用でそれを利用す
ることができるといふタイプのものがあつてきて
いる。一つはコンピュータ関係、ソフトウェア
関係などがそうでございます。いわゆる開発者の
インセンティブ、開発へのインセンティブの付与
と、それから利用者、ユーザーへの何といひます
か、パブリックインテレストと申しますか、そこ
いのバランスが非常に大きな問題になっていま
す。アンバラになっていくというのが第一点でござ
います。

それから第二点は、非常に新しいいろんな、今
まで想像もつかなかった新しい技術分野が出現し
ているということで、例えばバイオテクノロジー

あるいは新しいソフトウェア等々でございますが、
が、そうした分野の知見は既存の知的所有権制度
の枠の中でなかなかおさまらなくなつてきて
いるということで、科学技術の発展に伴つて新し
い枠組みが必要になってきているというのが第二
点でございます。

それから第三点は、よく言われておる科学技術
が非常に国際化したしております。この国際化の
進展に伴つて、一つは先進国同士とか、あるいは
LDC、NIC等との間でのそれぞれのバラン
スが必要になってくるという、この三つの観点か
ら我々科学技術政策上も非常にきめ細かなそれぞ
れバランスのとれた対応を図っていく必要がある
というふうに認識しております。

○高杉勉忠君 これまた一般論として考えてみて
いただきたいんですが、超電導とか生命工学な
どハイテクの分野でこのいふ協力というものを
強化してはどうかというふうに私は考えますね。
これまた科学政策上です。それはどういふふう
に今申し上げたことを考えていますか。これは
ぜひできれば長官の所見を伺いたいですけれども、
どういふふうにお考えになりますか、この際
伺います。

○政府委員(吉村晴光君) 御指摘のように、国際
協力というのは非常に重要になっておりまして、
特に研究開発の規模が非常に大きくなるとか、そ
れから世界経済の活性化とか資源エネルギー問
題といった各国が協力を取り組むべき課題とい
うのがますます大きくなつておる。そういうこと
に加えて、我が国に對しましては、やはり
先進国の一員としてそういう面での国際的役割
を十分果たすべきであるという声が非常に強くな
つておるわけでございまして、そういう認識のも
とにそういう面での国際協力に努めておるわけ
でございます。先生御指摘のようなさういふた
ハイテク分野はもちろ、それ以外の分野につき
ましても共同研究とか人材の交流、情報の交流と
いったものに努めておるわけでございまして、今
後ともそういう努力を続けていきたいというふう

あるいは新しいソフトウェア等々でございますが、
が、そうした分野の知見は既存の知的所有権制度
の枠の中でなかなかおさまらなくなつてきて
いるということで、科学技術の発展に伴つて新し
い枠組みが必要になってきているというのが第二
点でございます。

に考えております。

○高杉雄忠君 特許庁も来ておられますから、ちょっとこれまた一般論で結構ですけれども、共同研究の成果、これはすべてそれを生み出した国に帰属するといういわゆる属地主義ですね、これについてはどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(加藤昭六君) 突然の御質問でございますが、属地主義と一概に申し上げますと非常に幅広い答弁になるわけでございますが、共同研究というのはいろんなタイプがあるかと思いますが、相手方あるいはその研究のレベルがどうかとか、あるいは研究の内容がどうかとか、そういうそれぞれの内容によって属地主義の問題についてもバランスのとれた考え方が当然必要だというふうに考えております。

我々、これ答弁になりませんが、現在個別のいろいろな国際研究協力の交渉を二、三進めておりますが、そうした場合、みんなそれぞれその研究の性格によって異なっております。しかも、共同研究の一つのテーマの中においても分野ごとに属地主義の扱い方とかいうものも違ってまいります。その分野の中でも、研究レベルがこちらと相手方で違えば、さらにまた違ってまいります。そういうことで、それぞれの内容に照らしながらバランスのとれた属地主義の考え方をうまく調和させていく必要があるんじゃないかと思っております。

○高杉雄忠君 大変な時期だと思えますから、いろいろなものを踏まえて協定の実現に向けて長官ひとつ努力していただきたいと思っております。それから次に、新日米原子力協定についてお伺いをしたいと思います。

先ほど新協定の合意までについての話がありましたから、新協定についてアメリカの国防総省ですね、これは核拡散への危惧でアメリカ議会でもプルトリウムの空輸の安全性に対する不安ですね、これを表明している、こういうふうに聞いている。これはぜひひとつ長官からお答えをいただきたいんですけれども、核物質の平和利用です

ね、これは堅持する姿勢、これをこの際明らかにしていただきたいと思っております。長官どうでしょうか。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) 改めて申し上げるまでもなく、我が国の原子力開発利用につきましては、原子力基本法に基づきまして平和の目的に限ってこれを進めてきたところでございます。また、国際的にも核兵器不拡散条約を批准をしております。我が国が原子力の平和利用に徹する姿勢を内外に明示をしておるところでございます。さらに核兵器につきましても、従来からいわれる非核三原則を国是として堅持することを明らかにしております。このことは我が国の一貫した政策でございます。これから御審議をいただく新日米原子力協定の実施に当たりまして、原子力基本法の精神、非核三原則にのっとりまして原子力の平和利用を強力に貫いてまいりたいと思っております。

○高杉雄忠君 聞くところによりますと、プルトリウムの空輸ですね、飛行機で運ぶ、こういう安全性の確保について何うんですけれども、アメリカの上院で、先ほどもお話をありましたように、阻む法案というものが提出されたというふうに聞いているわけですね。

そこで、これからの動向ですね、それと我が国として今後とり得る対応策ですね、これについてはどういうふうに対応されるのか伺います。

○政府委員(松井隆君) 今度の新日米協定のアメリカ議会での審議の過程で、先生御指摘のように、プルトリウムの航空輸送に關しまして、非常に危ないんじゃないかというふうな恐れ向きからのいろいろの御提案があったというところは私も承知しております。

それで、私もとしては、プルトリウムを航空輸送する場合にやはり安全に運ぶということがまず大前提であることは当然でございます。現在動力炉・核燃料開発事業団がその安全に運ぶような輸送容器の開発を行っております。

少し具体的にになりますけれども、これはアメリカに現在P A T-1、P A T-2という二種類の

プルトリウムの航空輸送の容器がございまして。この容器があるという事は、もちろんその前に当然アメリカとしても基準があるわけでございまして、アメリカのN U R E G—〇三六〇という基準でございまして。これは世界で最も厳しい安全基準でございまして、それに従った形でできるかどうかというのを今動燃事業団が研究開発をしてございまして。

それで、この実際のテストをもうやっておりまして、このテストにつきましては、実は非常に過酷なテストでございまして、日本にはそういった試験施設がないものでございまして、アメリカのサンディアという国立研究所に持っていまして、そこでテストをしております。一昨年と去年二回ばかりテストをしてございまして、一回目の一昨年のテストにつきましては若干問題がございましたけれども、さらにそれを改善いたしまして、昨年のテストにつきましてはかなりいいデータを得ておりまして、そういう意味では、かなりN U R E G—〇三六〇に合致する基準については見通しを得ている次第でございまして。

○高杉雄忠君 報道によりますと、私は専門家ではございませんから、いざれ専門家の方々が十分な論議を当委員会でもしていただいたいというふうに思っておりますけれども、空輸の際の容器、入れ物、これは墜落事故などにも耐えられるものを使用するんだ、それから二つ目として、特別専用の輸送機は護衛をつけていくんだ、それから、日本の空港では可能な限り一般の航空機からは隔離するんだと、こういう要点的報道があるんです。最初に申し上げましたとおり、私も専門家ではありませんから、専門家の方々の計算上において安全なものが現実において完全であるかどうかというものは非常に私も疑問を持っています。素朴な国民の一人だというふうに思っております。

それで、現実にはやはりアメリカのスリーマイルアイランドの原発やソ連のチェルノブイリの原発事故というのがあったわけですから、ですから心配なのは、理論上の安全を盾に空輸が開始される

ということとは私は大変な問題じゃないかというふうに素朴な疑問を持っております。それについてやはり十分国民にこたえる責任があると思っておりますが、それはどういうふうにお考えですか。

○政府委員(松井隆君) おっしゃるとおり、プルトリウムの航空輸送に關しましては、やはり安全確保ということをお大前提に進めなくちゃいけないと思っております。かつまた、そのために先ほどちょっと私も申しましたけれども、例えば現在テストしている容器についてのテスト条件でございまして、十例を申し上げますと、普通、飛行機というのは高度一万フィート未満の場合に大体四百二十フィート・パー・セック以下のスピードに抑えられているわけでございまして。それで、そういった状況で、そのまますピードで地上に落下した場合ということを想定してございまして。これはアメリカのN U R E Gの基準でございまして、つまり具体的に申し上げますと、百二十九メートル・パー・セックというスピードで地上にぶつけるテストをやっているわけでございまして。それでもその中が大丈夫であるということを実証した上でないというものはできないというふうなことをやっております。次第でございまして、私もとしてはもちろんそういう安全確保が大事故でございまして、その辺については十分気を付けてまいりたいと思っておりますけれども、いづれにしろ、そういうものを今進めながら着実にできるように、安全にできるように心がけている次第でございまして。

○高杉雄忠君 ぜひ安全を確保していただかなきゃならないと思っております。時間の関係がありますから次に進ましていただきますが、資源調査所を科学技術政策研究所に改組する、こういうことになっているんですけれども、資源調査所を科学技術政策研究所へ改組して科学技術会議の審議や科学技術庁の政策立案をサポートする総合シンクタンク機能を持たせるといようなことなんです、具体的なその体制、これはどういうふうになるんですか、伺います。

○政府委員(加藤昭六君) 先生御案内のように、科学技術問題は近年非常に国際的には複雑化してきております。それから、既にトップランナーとして新しい道を切り開いていかなきゃならぬという使命も新たに負ってきているわけがございます。新しい我が国としての研究開発行動をどうしていくかというふうな問題もこれから大きな問題となっているわけでございます。いずれにしても科学技術関係の政策、これからはひとつと独自で深く掘り下げた研究をし、データを取っていく必要があるということで、この資源調査所改組、科学技術政策研究所という運びになったわけでございます。

具体的に今検討を進めております内容でございますが、六十三年度七月発足の目標で、予算二億五千万、定員四十六名ということで、中の体制でございますが、二つの研究グループ、これはいわゆるサイエンスインジケターとかあるいは科学技術のいろいろな理論的な研究をいたします研究グループが二つございます。それから、あと国際問題とかあるいは将来予測とか研究環境のあり方等々を調査検討するグループが、調査研究グループとして四つグループが構成される予定になっております。

○高杉勉忠君 今お話がありましたように、アメリカ議会の技術評価局、OTAですが果たしては機能というものを果たせるというふうに聞いているんですけれども、その機能というのはどんなものなんですか。

○政府委員(加藤昭六君) 先生御指摘のアメリカの技術評価局、OTAでございますが、これは米国の議会におきます科学技術関係の問題に対しての政策や研究の評価などを実施いたしまして、議会に情報を提供していくことを任務として、というふうな承知しております。

一方、当科学技術政策研究所でございますが、これは先ほど申し上げましたように、科学技術政策に關します基礎的な、理論的な各種問題の研究、分析を行いまして、我々科学技術政策に反映

させていくというものでございまして、研究評価等の問題ももちろんこの中に含まれるわけでございますが、具体的に今我々が念頭に置いておりますのは、研究、政策評価に資するその手法の開発などをこの研究所でやらしていきたいというふうに考えております。

○高杉勉忠君 民間との人材交流、それから自然科学系にとどまらず、法律や経済など人文科学系の研究者あるいは調査マンへの門戸開放、こういうのは今後どういうふうに進めていくのか、あわせて伺います。

○政府委員(加藤昭六君) 人文科学系の研究者なども含めまして、広く英知を集めてこの研究所は機動的な運営を図っていききたいというふうに考えておまして、具体的な措置といたしましては、いろいろな外部機関との人事交流を積極的に進めていきたいと考えております。

まず一つは、大学、民間シンクタンクの研究者の採用を考えております。第二に客員研究官制度を考えておまして、これによりまして外部研究者を参画させていただきたい。それから第三に、研究者の民間への派遣を考えていきたい。第四に、外国人研究者の任用など、主としてこの四つのポイントを基本的な方針として掲げておまして、内外の専門家、研究機関との交流を積極的に進めていきたいと考えております。

○高杉勉忠君 審査にいろいろ準備をして私は十分だしたいと思いましたが、全体的な時間の関係がありまして、用意した質問やレクチャーをいたしましたことを飛ばしまして、次に医療分野についての関係について若干だしたいと思ふんです。

先ほどエイズについてはお話がありましたからそれは除きます。したがって、がんの関係に対しての医療技術の研究動向、これについて伺いたいんですけれども、医療分野における姿勢についてこれはぜひ長官からいただいた方がよいと思うんですが、長官は科学技術の開発等について、医療分野についてはどういうふうな所見を持っておら

れるのかまず伺います。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) 原理原則の御答弁にしかありませんけれども、御指摘のとおり、がん及びエイズのような大変な病気の予防や治療には、言うまでもなく、科学技術の果たす役割が極めて重要であるわけでございます。科学技術庁としては、科学技術をつかさどる行政の庁として今後とも関係省庁、厚生省なりあるいは文部省などとも密接な連携、協力のもとに予防、治療のための研究開発を積極的に推進してまいりたい、このように考えております。

○高杉勉忠君 先ほど御説明いただいた概要説明の中にも、がん本態の解明のための研究とか、重粒子線の医学利用に関する研究とか、放射線によるがんの診断とか治療のための研究等、こういうふうな言われているんですから、積極的にやっばり国民の期待にこたえるようなことをぜひ実現していただきたい、これはお願いであります。長官にお願いしておきます。

資料をいただいて拝見しますと、対がん十カ年総合戦略、政府でも大変力を入れてこういうふうなことですとやっておられるんですね。これは大変画期的な取り組みだと思ふんです。

そこで、さらに伺うんですけれども、この総合戦略の進捗状況ですね、これを見ますと、厚生省だとか文部省とか科学技術庁、これが合同でそういうものの研究成果の発表会、こういうものを予定しているんですね。そこで、具体的にこういうふうな研究成果の発表会ということと科学技術庁としてはどういうふうなものを予定しているのか、これを伺いたいと思ふます。

○政府委員(川崎雅弘君) いろいろの発表の場は考えられるわけでございますが、一つは、御案内のとおり、がん対策関係関係会議というのがございまして、そこで研究の中間的な報告であるとか、これまでの現状といったようなものを報告をする。これは役所の内部でございまして、先生お尋ねの御趣旨は外といましようか、役所の外というところを考慮しておられると思いますが、それにつ

きましては、今先生御指摘のように、昭和六十二年三月に五十九年から六十二年までの三カ年についての三省庁、これは厚生省、文部省、科学技術庁でございますが、合同研究成果発表会というのを持っております。それで、この流れで私も現在企画中のものは、科学技術振興調整費で研究を総合的に進めている部分がございますので、その中で六十三年の秋、ことしの秋にもこれに続く第二回の成果発表会というのを進めたいと思っております。

それからもう一つの方法としましては、これは常にやっておりますが、振興調整費の成果につきましては一期、二期というふうなフェーズ分けがございまして、その一期の成果報告書というものを集大成してまとめたあと考えておまして、これは現在編集しておる最中でございまして、近々皆さんの手にお渡しすることができるようになるというふうに考えております。

○高杉勉忠君 長官、ぜひひとつこれまた積極的な推進、それからやはり医療分野における、さっきのエイズのいろいろな研究もあつたようですから、それを含めて効果的に積極的な姿勢をぜひひとつ関係省庁とも連携を深めながらやっていただきたいと思ふんです。お願いをしておきます。

時間の関係で、次に理化学研究所(筑波研究学園都市)のいわゆるP4の安全性の確保と当面の実験について伺いたいと思ふます。

御承知のとおり、研究学園都市では今度五町村が合併してつくば市というのが誕生したわけであります。この新しい市議会で新たに、最近であります、筑波P4施設について市民からP4の実験中止についての要求を中心とした請願が出てくるようなんです。そこで、その実験について具体的に伺いたいんですが、このP4の本格的な実験がことしの四月ということですからもうすぐですね、あさってから四月ですから、本格実験に入ろうとしている、こういふふうな聞いているんですが、具体的にいつからどんな実験を開始される予定なのか、ぜひひとつ明らかにしていただきたい

いと思うわけです。

○政府委員(吉村晴光君) 理化学研究所の筑波のライフサイエンスセンターのP4実験計画でございしますが、実験を行いますことにつきまして、昨年科学技術会議の審議を経て実験計画の承認をいただきました。十二月七日より実験を開始しておるといふことでございます。ただ、具体的なP4施設の中での実験というまでには事前の準備が必要であるということで、現在はP2レベルの実験室におきまして実験に必要な材料などの調整作業をやっておりますこととございまして、実際にP4レベルの実験室で実験を行いますのは本年の四、五月ごろであらうというふうに考えておるところでございます。

具体的にどういう中身の実験かと申し上げますと、ウイルスを利用いたしましてヒトの細胞に遺伝子を導入するといった技術が将来大発展する可能性があるのでございまして、そういう技術の安全性の評価をしたいということでP4レベルの実験室を使って実験をしたいというのが内容でございます。

○高杉勉忠君 御承知のとおり、去年の六月二十二日の理研安全委員会の審議、これではP4施設を使って行う遺伝子組みかえの実験については地元住民の了解、これが条件としてつけられたというふうに聞いています。その後、今は市ですが、その当時はまだ谷田部町ですね、谷田部町の了解が得られたとして実験準備が進められてきた、こういうふうに聞いています。私の聞いているのは、今なお強い不安を抱いて、先ほど申し上げたように、市議会には実験については承認願が出ていないように、P4の実験については承認願が出ていないんですという住民の意思表示が現に表明されているんです。だから、実験を進める側では、一体地元住民の了解が得られたというふうに確認されたのかどうか、それはどうなんですか。

○政府委員(吉村晴光君) ただいま御指摘ござい

ましたように、昨年の六月二十二日に開かれた理化学研究所ライフサイエンス筑波研究センターの組織えDNA実験安全委員会におきまして、先ほど申し上げました実験内容について御説明をいたしましたところ、国の定める「組織えDNA実験指針」に基準が示されていない実験に該当する。したがって、国に対して所要の手続をとる必要があるとされたわけでございます。

その際、安全委員会からP4施設を用いた実験を行うに当たっては地元住民及び職員の安全の確保に万全を期すること、国に対する実験承認申請を行うに当たっては谷田部町当局及び住民の理解を得るよう誠意を持って努力をすること、という要望がつけられております。これを踏まえまして、理化学研究所は谷田部町へ実験計画の内容、安全確保策について御説明を申し上げております。それから、地元の住民に対して御理解をいただきますために、P4施設を用いた実験に関する説明会を開催してあるところでございます。昨年八月十三日に谷田部町は理化学研究所に対して、P4施設を用いた実験計画の国への実施申請を了解をするという御回答をいただき、それに基づきまして理化学研究所は国への実験申請を行ったものでございます。

なお、先ほど御指摘がございました地元住民の方からつくば市議会に対してP4レベルの実験凍結に関する請願が出されているということも承知いたしておりますが、この請願につきましては、つくば市議会の総務委員会におきまして去る三月二十二日不採択になった、それからさらに本日、つくば市議会本会議でその不採択とした総務委員会の結果を認める旨の表決があったというふうに伺っております。

○高杉勉忠君 説明がありましたが、P4の実験ですね、これは何のために行うのかというふうな素朴な質問になっちゃうんですけれども、それから、どうしてもP4の施設を使わなければならぬ理由というのは一体何だろうか、これまた素朴な質問ですけれども、そういうものをぜひひとつ

この際明らかにしていただきたいな、こういうふうに思うんです。それはどうでしょう。

○政府委員(吉村晴光君) 遺伝子組みかえの実験を行いますときには、その実験のレベルによりましてどういった施設でやるべきかということが専門家の間で議論をされて、先ほど申し上げましたような実験指針というものができておるわけでございます。その実験指針に当てはめて考えますと、現在計画をされております計画、すなわちウイルスを使いまして人に役に立つ遺伝子をヒト細胞に導入するといった技術の実験は、そういう実験指針に当てはめると、典型的なものとして従来認められてない。そういうものは個別に専門家の間で議論をして、それで承認を得た上で進める必要がある、こういう扱いになっておるものでございまして、そういう性格のものでございまして、それはP4の施設でやる必要があるということとございまして。

なぜこういふことをやるのかということでございますが、こういった技術が確立できまして、現在通常の微生物を使って開発が考えられておりますような化学物質と申しましょか、医薬品と申しましょか、それよりもはるかに性能のいい薬品、医薬品の開発ができる可能性がある。また、そういうことができれば、これによりまして、遺伝病に対する根本的な治療法の開発へつながる可能性があるといった将来のライフサイエンスの技術に向けて非常に大きな意義を持つ技術であるということとございまして、安全性には重々配慮しながら、そういうものの技術の開発を進めてまいりたいというのがこの実験の趣旨でございます。

○高杉勉忠君 具体的に安全委員会についてお尋ねをしたんですけれども、審議の内容ですね、これは当時の谷田部町から出ていた委員から聞こうとしても一向にその内容というのを明らかにしてもらえないという、そういう市民、住民の人たちの不満があるんですね。そこで、いただいた資料、これですね、「安全

委員会規則」これを見ますと、六条の六に、「会議の結果については、これを広報する。」、こうあるんですね。これは恐らく安全委員会というんな話をしたことはぜひ地域住民に知らせてほしいんだという住民の要求を取り入れてこういふふうに定めたと思うんですけれども、非常に安全については関心を持ち、非常に重要な実験だというふうに言われるわけですから、それならばやっぱり市民や住民の人たちにも理解が得られるようなことと実験されたらいんじゃないかと思うし、公開すべきものはした方がいいんじゃないかなというふうに思うんです。ですから、この規定にはそういうことが入れられている、こういうふうに思うんですが、その点はどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(吉村晴光君) 先生御指摘のとおり、住民の方々に十分理解をいたしたいと実験を進めるというのは大変なことであると思っております。そして、そういった観点から安全委員会の規則の中におきましても、ただいまお話ししましたように、「会議の結果については、これを広報する。」というところになっておるわけでございます。

具体的には、安全委員会の結果が出てまいりますと、その結果につきまして委員会終了後記者発表をするということによりまして皆様方にできるだけ知っていただくことをやっておりますところとございまして、また、さらに谷田部町に対して説明をいたしております。なお、谷田部町からはその審議結果を公示していただいておりますというふうに伺っております。

○高杉勉忠君 くだいようですけれども、安全についてはせっかく安全委員会というのをもちになつて、それで町の側からの代表も入っておるわけですから、そこで審議をされたこと、恐らくそれは重要なものについて守秘義務とかいろいろあると思うんです。それはそれとして整理をしていく必要があるとは思いますが、いろいろな重要な実験ですから、実験そのものを全部すべてを公開しろ、こういうことを言っているわけじゃない

んです。しかし、少なくとも実験をする以上は地域住民の了解を得るんだという前提で進んでいくわけですから、これはぜひひとつ尊重をさせていただきたい、こういうことを要請しておきます。

そこで、もう余り時間なくなっちゃったんですが、先ほど新しい市議会の動向についてお話がありました。私の手元にはこんなのがあるんですね。新しい市長の倉田市長が市議会の質問に対して、実験についてはぜひ慎重にやってほしいという意味を含めて議会では答弁をして、そして科学技術庁なりに要請をするんだというふうな報道が地元ではなされているんです。ですから、実験についてはそういうことで慎重にというのが率直な地域住民の、何といいますが、不安と同時に関心を持っていることではないか。それについては、どういふことが安全といふことはやっぱり念には念を入れて地域住民の人たちの理解を得られるように努力をすべきだといふふうに考えるんです。この辺はどういうふうな現在の動向をつかんでおられるか伺います。

○政府委員(吉村晴光君) ただいま御指摘ございましたように、つくば市の倉田市長が去る三月十七日の市議会におきまして、理化学研究所に対してP4実験の中止を申し入れる旨答弁されたという新聞報道があったことは私も承知をしておるところでございますが、現在のところ、つくば市から理化学研究所に対して格別の申し入れはないというふうな伺っております。

○高杉雄忠君 私は、きょうの委嘱審査は実りのあるもので十分審議を尽くしたい、こう思っています。ところが、いろいろ減税等の政治的な判断で変則的な本委員会の委嘱審査ということでありますから、私の予定をしていたものをうんと圧縮したわけです。そこで、いろんな重要な問題についてきょう予定したものを全部割愛しまして別の機会に譲りたいと思います。

したがって、私の締めくくりとしては長官にぜひひとつ所見を伺って終わりたいと思うんです。

が、今まで日米の技術協定あるいは新原子力協定、あるいは医療の分野における科学技術庁の役割、国民の期待にこたえるこれらの取り組み、あるいは今またP4のいろいろな重要な実験をどんどん開始していく。そのためにやっぱり国民の期待にこたえなきゃならないし、国民の不安というものを解消し、理解をしようとするところにも心がけなければならぬと思うんです。ですから、そういう意味で、積極的な科学技術の開発研究については大いにしていくべきだという立場から、私は長官の積極的な姿勢を要請するわけです。そういうことについて今後の取り組み、いろいろな分野における重要な時期でありますから、長官の政治姿勢、これからの決意、こういうものを伺って私の質問を終わりたいと思うんです。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) 段々のお話の中にも結論的に出ましたように、科学技術なしには日本の将来も世界の将来もないわけでございます。それは今までも以上に熱心に強力に推進をしてまいりたいと思っております。と同時に、科学技術というものが本当に人類に調和し、また本当に人類の福祉に役立つようなそういう科学技術政策というものをぜひ進めなければならぬ。余り上手な表現ではありませんが、アキセルも大事ですし、またブレーキも大事だといふような、そういう気持ちで私は進めなければならぬと思っております。P4の問題あるいは原子力の問題、科学技術全般でございますけれども、やはり安全性の確保というのが大前提であって、安全性の確保なしに科学技術の推進はあり得ないという、古いことわざでございますけれども、あつものに懲りてなますを吹くといふのは愚かな愚直な態度として表現されておりますけれども、私は科学技術の推進に当たってはやっぱりあつものに懲りてなますを吹くというぐらいの愚直な気持ちで、また勇敢に人類の福祉なり社会の福祉に役立つといふような信念なり誇りを持って積極的に進めていきたい、このように考えております。

○伏見康治君 私もいろいろな質問をするようにに通告いたしましたけれども、時間の関係で、私自身も疲れますので適当なところで切り上げたいと思うんです。それで、テーマを一つ限定いたしまして大型放射光実験施設、SORについてだけ御質問申し上げたいと思うんです。

これについては既に本官先生が御質問くださいましたので、大体のアウトラインは皆さん既におわかりになっていると思いますので、いきなり質問に入りたいと思っておりますが、質問としましては、まず私の意見を申し上げたいと質問の意味がわかりかねると思いますので、二つの点から御質問申し上げたいと思うわけです。

一つは、日本の科学技術のすばらしい発展に対して先進国のヨーロッパ諸国やアメリカから、日本はただ乗りをしているという非難を絶えず受けているというところは皆様よく御承知のとおりでございます。それで、歴代の科学技術庁長官は、ただ乗り論と言われるのは甚だ困りますので、基礎研究からちゃんとやっていくんだということをたびたび言明されていると思うんですね。

ところが、この大型放射光実験施設というのをただいまの形でつくり上げるということは、アメリカ人に言わせると、一種のただ乗りであるといふふうに言われかねないわけです。と申しますのは、このSORというものの、つまりシンクロトロンという加速器がまず発明されました。この加速器を発明した駆動力は実は素粒子論者でございます。より高いエネルギーの粒子をつくり出すというところに夢中になっていて、加速器に対して新しい工夫が絶えず加えられてきた。皆さんもよく御承知のとおり、現在では大変高いエネルギーの粒子がつくれるようになっていっているわけです。その一こまとしてシンクロトロンというものが発明されたわけですが、その発明は三十年ぐらい前の話です。

しかし、シンクロトロンを発明された方は、それを加速器、つまり粒子の勢いをよくするということだけで、できた粒子をはかの粒子にぶつけましてそこから新しい粒子が発生してくることを期待してやっておりましたものですから、そのシンクロトロンに、電子を高速度で回しますと、その軌道から大変いい性質を持った光が出ているということに余り気がつかなかった。しかし、窓をあけてみますというところ、実は大変よく光っているということがすぐ目に見えるわけです。

それで、その光を光源として利用しようではないかという発想がそのシンクロトロンの加速器が発達した段階で出てきたわけでございます。その光源として利用する研究というものが二十何年前に始まっていると思うんですが、それ以来いろんな形で、アメリカで申しますと、ウィスコンシン大学のSORとか、あるいはビュロー・オブ・スタンダーズのシンクロトロンとかというものがそういう仕事を始めに始めております。それがだんだん成績を上げてまいりましたので、今からちょうど二十何年ぐらい前になりましたが、日本の科学者がそれと同じ光源用のシンクロトロンをつくらうといたしまして、田無市にあります原子核研究所のシンクロトロン、それから出てまいります勢いのいい電子を使いまして、それを光源として利用するという仕事を始めたわけなんです。

その当時、私は名古屋大学のプラズマ研究所の所長をしておりまして、原子核研究所の所長さんと、それからもう一人は物性研の所長さんと三人連名で文部省に陳情書を出しまして、そういう新しい光源をつくっていただくようお願いした記憶があるわけですが、それが二十年ぐらい前だったと思うんですね。

つまりそれ以来いろんな工夫が積み重なりました。だんだんシンクロトロンのエネルギーも大きくなってきて、そして御承知のように、筑波の高エネルギー研究所が、本来の目的であります素粒子論的な加速器のほかに、あわせて応用という面を含めて大変高エネルギーの粒子をためた装置の中でその粒子の出すシンクロトロンラジエーションを光源として利用するといふ、そういう仕事を始めました。それが好企画であったのでしょう。一つは、それをつくった当時には世界最大のエネ

ルギーを持ったシンクロトロンであったわけですから。それから、非常に上手につくりましたので非常に利用率が高くて、例えば現在で言うところのN.T.T.、電電公社なんかその一つのチャンネルを独占して利用するとか、民間の会社がそれを利用するとかというような話が広がりました。非常に役に立つということが実証されたわけですから、実際問題に役に立つことが、そういう段階でこのお話が出てまいりますというところ、つまり今までの二十年間積み上げた技術の上でそのいいところだけを出てくるおそれがあると思うんですね。

それで、私はこういう計画を立てるときには、少なくともこういう光源というものをつくるといふ意識はそもそもどういふところから出てきたか。それから、これからつくるにつけてはもう少しした乗り論でない要素をつけ加えるべきであるというふうな感じを持つんですが、その辺のところの今度のこういうSORをおつくりになるそのフィロソフィーというものがもしおありになったら聞かせていただきたいと思うんです。

○政府委員(吉村晴光君) 大型放射光施設をつくりたいという発想でございますが、これはもう既に先生お話しございましたように、長い歴史の上に研究の面で非常に役に立つということが皆さんにだんだん認識をされてきました。さらに日本として物質・材料系とか、情報・電子、ライフサイエンスといった分野においての基礎研究をもっと進めるためには、大型放射光施設というそういう道具が必要だという発想から、日本におきましても、ヨーロッパ、アメリカの計画と並んでそういう施設をつくるという考え方になっておるわけでございます。

そういう際に、先生御指摘のように、大型放射光施設そのものというのは日本人が考え出したものではなくて、そもそもは外国人の発想であり、それをみんなの力でだんだん改良されたものである、日本でするならば本来的に全く違うシステムの日本独自のものをつくるのが、本来

であればそういったただ乗りの論的な批判に対してこたえる道ではないかというふうに御指摘いただいているのかと思いますが、確かに先生の御指摘そのとおりだと思いますが、現時点におきまして私もできるだけの基礎的な研究を進めるために、その手段としての放射光を必要であるというふうに理解をいたしております。そのためには、今まで積み上げられました技術の延長線の上に立つてさらに発展させたものをつくるということがまずは大事であらう。

それをやることによりまして、放射光技術というよりは、それを使った分野での基礎的研究が非常に進むのではないかと。その中におきまして世界に対して貢献するという役割も出てくるのではないかと。そういうふうな考えておるわけでございます。全く違った発想につきましては、当然私も今後そういう発想につきましても考えていく必要があるかと思いますが、具体的な施設計画ということになりますと、やはり今までの実績と申しますか、そういう技術の延長線の上で計画をつくるのが適当ではないかという考え方で進めておるところでございます。

○伏見康治君 文部省の方見えていますか。文部省関係ではいろいろなところ放射光施設をつくってきたと思うんですが、今までつくってきたもの、現在あるものの状況をひとつ説明してくだされ。

○説明員(山田勝兵衛君) 放射光施設につきまして、その経緯等につきまして先生からいろいろお話があったわけでございますが、文部省関係にいたしましては、先ほどお話がございましたように、昭和三十九年に東京大学の原子核研究所の一三GeVの電子シンクロトロンを利用して開始しております。それから、昭和五十年からはやはり東京大学の原子核研究所の専用リング、後に東京大学の物性研究所の方に移管してございまして、それを用いて行われました。現在、その後その東大の物性研究所のISSP-SOR、それから岡崎国立共同研究機構の分子科学研究所にUV

SOR、これは〇・七五GeVでございますが、そういうものをつくっておりますし、それから高エネルギー物理学研究所に先ほどお話のございました放射光実験施設、二・五GeVの施設を建設いたしております。

○伏見康治君 それで、そもその発想はアメリカ人ですけれども、それを築き上げていく途中の努力は日本はしてきたと思っております。そういう努力の上に立って今度の計画もぜひ進めていただきたいと思うんですが、その際にやはり大きなものをつくるという、利用するという面だけでなく、今後さらに発展するために基礎研究的な面というものもつけ加えるべきだと私は思うんです。

その一つは、現時点で既にいろいろ試みられている、例えばシンクロトロン電子の通る道のところにくし型の磁場を入れて、いわゆるウィグラーというものを入れてより光を強くするというような、そういう物理的ないろいろな技術的な技巧が開発されつつあるわけですが、そういうような面に対する努力といったようなものももちろんお考えになつておると思うんですが、ぜひやっていただきたいと思うんです。

そのほか、これはまだ紙の上の理論にすぎなくていささか早歩き過ぎた感じもいたさないわけではないんですが、大阪大学の池上栄胤教授が発明した考え方があります。それは自由ポジトロニウムSORというもので、電子と陽電子とを同じ速さで高速の速さで走らせておいて、その電子と陽電子とがポジトロニウムという電子と陽電子であるならば水素原子になるところを、電子と陽電子とがくっついてできるポジトロニウムというものがございまして、そのポジトロニウムができるときに出す光、その光を利用するという提案をしておられます。そういう新しい提案をもっと現実化する、本当の役に立つものに仕立て上げるというふうな試みもどんどん出てくるべきだと思

うんですが、この装置は恐らく簡単にテストするということはなかなか難しい話で、相当本腰を入

れなければ、紙の上でやった理論だけではどうにもなりませんから、相当大きな投資をしなければこの池上さんの発案というものが確かに動くかどうかというのをテストすることはできないので、相当本腰を入れた取り上げ方をしないといけないと思っております。今度の科技厅の企画の中に例えばそういう新しい仕組みの放射光実験施設というものを用意する御準備があるかどうかを伺いたい。

○政府委員(吉村晴光君) 科学技術庁で考えております大型放射光施設は、先ほど来お話してございました長いSORの技術の開発の延長線の上に立つてできるだけ早い機会にそういう手段をいろいろな先端分野の研究者の方々に提供しようということでございます。そういう技術の開発に当たりますと、そういう発想の中で生かせるものにつきましては、例えば先ほどお話してございましたウィグラーの技術といったようなものにつきましてはできるだけ工夫をいたしまして取り込んでいきたいというふうには思っております。ところでございますが、そういう形での大型放射光とは全く原理が違ふ、考え方が違ふ放射光施設、例えば先ほどお話がございましたような大阪大学の池上先生の発想といったものにつきましては、私も私どもの計画の中には考えてないというのが実情でございます。いずれにいたしましても、そういう基礎研究の成果につきましては、今後とも関心を持って勉強をさせていただきたいというふうに思っております。

○伏見康治君 そこで、大臣の御感想を伺いたいたすけれども、ただいま相当大きな放射光実験施設をおつくりになるという計画を立てて、まだ本当の予算は取っておられないけれども、それに対して着々と準備の手を打っておられる。私に言わせると、それだけでは要するただ乗りの論になつてしまふと思ふんです。それだけではそのうなつてしまふと思ふので、ぜひ新しい分野を開拓していくという面もあわせてお考え願いたいと思ふんですが、大臣のそういうことに対する

方は、問題というものは与えられるものであって解くだけやればいいんだということになっていると思うんですが、今のお話を聞いていると、何かそんなような感じがするんですね。問題はどこかよそから来て、それをただ一生懸命解けばいいんだという、そういう感覚、印象としてはそういうものを受けるわけです。

しかし、本当の創造的な活動というものは問題を見つけないところにあるわけです。問題を見つけてそれを解いてみせるのがノーベル賞だと思ふんですが、そういう問題を見つけないという発想が今おっしゃったものの中にはどうもあらわにあらわれていないと思うんですが、あるいは聞き違いかもしれませんか、どうですか。

○政府委員(加藤昭六君) 第一番目の御質問に答弁しておりましたが、今の御質問にあわせてお答えを申し上げますが、標準化に対する取り組みというのは二つの視点があるんじゃないかと思ひます。一つは、やはり物事を整理していく方向での標準化の業務、それからもう一つは、今先生の御指摘のような、新しいものを生み出していくための基礎となる標準化、いわゆる基礎研究の開発に必要な標準化でございます。御案内のように、日本は戦後キャッチアップの過程で恐らくそうした前者の過程を経たわけで、まだまだ後者の新しい研究を進めていくに必要な標準化というものは至ってなかったんではなからうかというふうな感じがしておりますが、その問題はこれから我々がまさに解決すべき問題ではないかと考えております。

○伏見康治君 もう疲れましたのでこの辺でやめますが、最後に長官から、ぜひ創造性のある科学技術の推進体制というのについての長官のいわば信念をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) 先生の御指摘なり御質問の中に私が申し上げたいことがすべて言い尽くされておるようでございますけれども、たまたま私東北大学の西澤潤一君と高等学校が一緒で、学生時代からよく会っておるわけでございますが、

れども、彼の意見とか、また先般の利根川さんとの会談での印象とか、また先生の御指摘などを見まして、もう我々は世界のまねごとをして済ませられる国ではなくなったわけでございまして、これだけの経済力を持ち、西澤潤一君は、昔日本に素封家というのがある、素封家が地域の若い子弟をそれなりの経済力で育てたというようなことがあつて、それが今日の日本を形づくったわけだけれども、今や日本は世界の素封家というべき地位になったので、もうまねごとばかりしてはいけません。

今御指摘のとおり、自分で問題を見つけて、それを自分の努力によって解き明かしていくという世界のトップランナーとしての地位をぜひ我々は進んでいかなくちゃいけない。あくまでも創造科学を目指して、また基礎研究の充実を目指して、十年先、二十年先か何かわからない、あるいは結果が出ないかもしれない、そういう基礎研究の推進に全力を投じて、日本が置かれておる国際的な地位、立場をしっかりと貫き通して、先生御指摘のような方向に日本の科学技術というものを持っていく、このように考え、そのための研究環境の整備、あるいは文部省の問題になりますけれども、また大学のあり方等々にも敷居を越えて大胆に踏み込んで、科学技術の調整官としての長官の立場で大胆に踏み込んで、ぜひ日本のトップランナーとしての地位が確保できるような科学技術政策の推進を進めてまいりたい、このように念願をしておりますので、先生を初め皆様方なお一層の御鞭撻をお願いしたい、このように考えておるわけでございます。

○吉井英勝君 日本共産党の吉井英勝でございます。限られた時間でございますので、私は我が国の科学技術政策の基本にかかわる問題についてお聞きしたいというふうに思ひます。

まず、昨年の夏のことでございますけれども、新聞などに報道されましたように、「米国防総省は三十一日までに、日米武器技術供与取り決

めの一環として一九八四年七月以来、三次にわたる日本の先端技術企業十一社と防衛庁技術研究本部を視察した専門家調査団の最終報告書「日本の光電子工学およびミリ波技術」をまとめた。報告書は、米国の軍事技術開発計画への「応用の可能性が特に高い、多くの技術分野が確認された」と結論付け、云々とありまして、そして、いずれも達成され、日本の政府当局者もフォトンエレクトロニクス及びマイクロウェーブ、ミリウェーブ技術の交流の確立で協力する前向きな意向を表明した、今後の軍事用技術の移転に展望が開けたことを強調している、こういうこと等が報道されたけれども、そこです長官に最初に伺いたいんですが、日本の科学技術外交として米国の軍事技術開発に積極的な協力するという立場への転換といえますか、そういう立場に立つことになったのかどうか、その点からまず伺いたいと思ひます。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) 科学技術庁は、科学技術の振興を図り、国民経済の発展に寄与するため、科学技術に関する行政を総合的に推進することを主たる任務としておるわけでございまして、科学技術庁は、このような任務からして、武器の設計等に専らかかわるいわゆる武器技術そのものの研究開発の推進に当たるものではないので、従来より対米武器技術供与につきましては関与してまいらなかった、このように申し上げます。

○吉井英勝君 そこで、少し報道等を見ておりますが、「日本の政府当局者も」として気になりますのが、「日本の政府当局者も」ということでも入っております、日本の政府当局者となりまして、もちろん科学技術も入っておりますので、この点で少なくとも、よそはどうあれというふうな議論じゃなくて、やはり科学技術庁を先頭として日本の科学技術外交の基本としては軍事技術開発に協力するという立場はとらないという点、この点は確認させていただいていいでしょうか。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) そのとおりでございます。

○吉井英勝君 さて、今度の日米科学技術協力協定の改定交渉が難航していると聞きますが、主要な対立点は一体どこにあるんでしょうか。

○説明員(法眼健作君) ただいま日米両国間で科学技術協力の協定改正の交渉が行われておるわけでございますが、今まさに交渉中でございまして、その内容、どういふ点に対立点か等の御質問でございますが、内容につきましてはまだいまだ交渉中でございまして、その点については申し上げられない段階にございまして、その点については申し上げますが、この点御了解いただきたいと存じます。

○吉井英勝君 交渉中で答えられないということなんですが、三月二十日の報道を見ておりましたも、「米側が、科学技術の重要問題を協議する閣僚級合同委員会設置を提案、日本側もこの点に關してはほぼ合意していることが十九日、明らかになった。現在日米間には、この改定交渉以外にも、原子力協定の承認や防衛技術の秘密特許制度準用など科学技術政策をめぐる問題で両国の対立が表面化しており、閣僚級レベルの定期協議が実現すれば、科学技術外交上大きな意味を持つ」と、こういうふうな報道がございまして、そこでまず、こういう閣僚級合同委員会設置、こういう点でほぼ合意していると言われているんですが、外務省、この点はいかがですか。

○説明員(法眼健作君) その点も含めていたしまして、いままさに交渉中でございまして、その成り行きという点につきましては、ただいま申し上げましたとおり、まさに今アメリカ側と話し合っているところでございます、その見通し等、その点につきましては今交渉中でございまして。

○吉井英勝君 そうしますと、これは交渉中であるから答えられないということなんですが、これは情報が一時的に漏れたのかどうなのかよくわかりませんが、これはあれですか、閣僚級合同委員会設置についてはほぼ合意しているという、これは合意していることではないというふうに理解していいんですか。

○説明員(法眼健作君) 今まさにそういった点も

含めまして、日米科学技術協力のしかるべき枠組み、適切な枠組みというものがどういふふうにあるべきかということについて交渉をしているわけでございます。

○吉井英勝君 これは二十八日のまた報道によると、「米国が安全保障上の理由から機密に指定した軍事技術関連特許の日本側利用問題をめぐって、日米間で秘密交渉が行われていたことが二十七日、明らかになった。交渉は既に大詰めを迎えており、米国防総省が防衛庁の要請に応じて軍事機密特許を提供し、その利用を認める方向では合意に達している。日米両政府は近く、交換公文と了解事項覚書を取り交わす方針。」、こういうことも報道されておりますが、まずこういう交渉を行っている事実があるのかどうかということですね。それからまた、軍事機密特許の提供に関しては合意に達しているとか、交換公文と覚書という段階に至っているのかどうか、この点伺いたいと思います。

○説明員(新聞勝郎君) 防衛庁といたしましては、近年各種先端技術の装備品に占める割合が増大しているという背景がございます。防衛技術の相互交流の一層の円滑化を図る、それから、そういうことで防衛分野における日米間の協力を進展させていくということで、いろんな意見交換とか話し合いというのをやってきているところであります。こういう話し合いの一端といたしまして、日米両国が保有する防衛の関連技術を最大限交換するという見地から、米国の秘密特許資料を我が国に導入する問題についても現在日米間で調整をしている、そのための具体的方策について協議をしているところでございますが、その具体的な状況につきましては現在交渉中でございます。アメリカ側の立場等もございまして、現時点でこれ以上述べることが差し控えたい、こう思います。

○吉井英勝君 あわせまして、軍事機密漏えいを防ぐために日米技術協定、五六年協定ですね、この実施細目を新たに作成されるということも伝え

られておりますが、この点はいかがなんでしょうか。

○説明員(岡本行夫君) 日米間には昭和三十一年、一九五六年でございまして、結ばれた防衛目的のために特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定といういささか長い名前の協定が国会の御承認を得て締結されております。五六年協定と呼びならわしております。

この五六年協定の第三条におきましては、米国で秘密に保持されております特許の出願につきまして、我が国におきましても一定の手続のもとに米国における取り扱いと類似の取り扱いを受ける旨の規定がございます。具体的には、米国におきまして秘密保持が終わるまで我が国におきまして特許の出願を公開しないこととでございます。この第三条は現在まで具体的には実施されないうままにいたしましたけれども、現在その実施のための手続細目について日米間で事務的な話し合いを行っているところでございます。

○吉井英勝君 さらにこの報道によると、「軍事機密特許の運用をめぐっては最終的な詰めが残されているが、日米双方は①防衛庁が要請すれば、米国防総省は原則として機密特許を開示し、利用も認める。②防衛庁は、受け取った特許を秘密度の最も高い「機密」扱いにし保護する」と、この二点は了承済みということだということも載っておりますが、この点は事実でございましょうか。

○説明員(新聞勝郎君) 現在日米間で協議をしているところでございます。その具体的な状況につきましては、交渉中でありまして、また米側の立場等もありますので、現時点でこれ以上述べることが差し控えたいと思っております。

○吉井英勝君 そうすると、両国の話し合いの途中の部分はお答えできないということなんです。軍事特許を具体的にどのような形で保護しようというのを内部としては検討しておられるんですか。

○説明員(新聞勝郎君) 特許の保護の問題はちょっと私どもの所管ではございませんのでお答えはできませんが、防衛庁といたしましては、先ほど申し上げましたように、先端技術の装備品に占める役割、その割合が増大している背景がございます。防衛技術の相互交流の一層の円滑化を図る、日米間の防衛分野における協力を進展させるということから種々の話し合いを行っております。こういうことでそういう資料の導入の問題についても協議をしていると、こういうような趣旨でございます。

○吉井英勝君 この防衛協力なり軍事技術開発の問題をめぐって非常に際どい問題といえますが、非常に危険な状況が出てきているように思うんですが、次に特許庁に少し関連してお伺いしたいんですが、日米科学技術協力協定に基づく合同プロジェクトで発明された技術を日本で特許申請した場合、アメリカ側において秘密特許扱いとなつたものについてはどういふ扱いになりますか。

○説明員(山本庸幸君) まず御説明いたしたいことは、現在、先ほど来御説明しております五六年協定第三条の実施細目に関する日米両国政府間の話し合いが行われているわけでございまして、これはあくまでも国会の御承認を受けた条約の実施についての話し合いでございまして、私どもとしては日米科学技術協力協定とはまた別個のものと理解しております。

で、今の御質問でございまして、そういうことでこの五六年協定第三条の実施細目について今後その話し合いが取りまとめられまして、この措置が実際に実施に移された場合には、米国で秘密特許出願扱いになっている発明のうち、米国政府より我が国政府に防衛目的のために提供されたものに限り我が国でもこれを公開しないということになるものと考えております。

○吉井英勝君 実はそこが非常に際どい問題でして、日本ではこの民生用の技術開発、特許である。しかし、アメリカ側からすると軍事用ないしはその転用のおそれありということになってまい

りますと、これは日本の研究開発は規制を受けることになりですね。まあ極端な話をしますと、伏見先生御専門のラザフォードの実験にしても、私も科学万博へ数年前に行ったときに見ましたけれども、エンリコ・フェルミなんかの原子核実験もやがて将来は核兵器開発に転用されるおそれありとか、そういうことになってまいりますと、本当の意味での科学技術の発展というのは望めないわけ、こういう点では科学技術の分野に安保条項を持ち込む、あるいは秘密特許というものが具体的に動き出してくるというのは、これは日本の科学技術の公開の大原則というものを根底から突き崩すという非常に大きな問題になってくると思うんです。

この点で長官は、科学技術の公開の原則というものをまず大前提としてそれを守っていくという、そういう立場にやはりしっかりと立っていただきたいと思えますし、この点では、秘密特許の問題なり安保条項の問題については日本の科学技術の発展にとつてこれはだめなんだということ、そういう点で科学技術の公開の大原則を守る立場からやはり頑張ってもらわなきゃならぬのじゃないかと思うんですが、この点で長官のお考えを伺いたいと思えます。

○政府委員(加藤昭六君) 一般論でございまして、先ほどからたびたび申し上げておりますが、こうした二国間なりの共同研究というものはいろんなタイプがあるわけでございまして、研究の目的とか、あるいは実施の主体とか、研究の分野とか、あるいは基礎とか応用とかといった研究の性格など、そういう背景でいろんな取り決めがなされたたりする場合があるわけでございまして、一般に我々常に言っておりますように、科学技術の発展に情報というものは非常に大きな役割を果たすわけでございます。情報の流通というものはできるだけ円滑に行われることが望ましいというふうに考えておるわけでございまして、こうした観点に立ちまして十分に調和のとれた科学技術情報の取り扱ひが必要があるというふうなことを考えて

○吉井英勝君 情報の交流云々の話じゃなくて、これは基本問題を私お聞きしているんですが、もともと一九八〇年の、よく御存じのように、日米科学技術協定の第一条ですね、目的には「平和的目的」とちゃんとうたっているわけです。ですから、この「平和的目的」ということにちゃんと

立つならば、安保条項の持ち込みや秘密特許の問題については、当然日米間の本当の意味での平和的な科学技術の発展のための協力の分野においては必要ないわけです。そのことはやはり原則としてちゃんと踏まえてやっていかなきゃ困る、こういうふうに思うわけです。

この問題に関連して秘密特許が存在しているという、これは先ほども実は五六年協定の中では秘密特許の扱いの問題が出てきているわけですが、アメリカの方は日本の科学技術に多方面の軍事利用の価値を認めてそれを軍事利用したい、そのために今回の科学技術協力協定の改定交渉でも閣僚級の合同委員会の発足とか、問題をできるだけ政治的に進めようとしているようにうかがえますね。アメリカ側は安保をてこにして日本の民生用ハイテクを完全にアメリカの統制下に置いておきたいという、そういうねらいもあるようですが、防衛庁も、アメリカの軍事技術を利用したいがために、軍事特許を日本でも機密扱いにしていこうという、そういうところがうかがわれるわけですが、こういうことになると、これは本来の科学技術の発展とは本当に関係のないところへいつてしまふ、こういう点で非常に危険な問題だということを指摘しておきたいと思うんです。だからこそ、現在国の内外問わず批判の声が上がつているわけですね。

「政府がもしこんな要求を受け入れそうになったなら、学問の自由を守るために反対運動に立ち上るつもりだ。」と。それからイギリスの科学雑誌「ネイチャー」はことし二月四日号の巻頭論文で、日米科学技術交渉で米国の主張は誤りだと指摘しているんですね。

こういう内外の声にやはり耳を傾けていただく
 べきだと思ふんですが、長官の見解を伺いたいと
 思います。

○政府委員(加藤昭六君) 先ほどから申し上げて
 おりますように、先ほどは情報と申し上げました
 が、要するに科学技術成果の取り扱いにつきまし
 ては、十分慎重な配慮をしつつ調和のとれた取り
 扱いがなされる必要があるということでございます。

○吉井英勝君 これ最後にしておきたいと思うんですが、実はこの問題についてはアメリカの第二次ジョーンズレポートですね、これはアメリカ議会下院のレポートですが、その第五章の研究開発の動向で、米国政府の研究開発支出の多くは、むしろ貿易上即効効果がほとんどない軍事部門に投じられているとした上で、そのことがアメリカ産業の競争力の低下の一つの主要な原因であると指摘しているんです。つまり軍事偏重の科学技術は発展をゆがめて、結局長い目で見たときに大きな立ちおくれを生み出してしまいう。

それから、そういう点では安保条項とか秘密特許の持ち込みという、日米科学技術協定第一条の平和目的を侵すアメリカ側の要求にこれはこたえるべきではないと思いますし、あわせて日本の科学技術の大原則である平和目的に限って日本の国内法を尊重し、そして日本の科学技術の自主的で民主的な発展のためにやはりそういう立場で臨んでいかれるべきだ、こういうふうに思うんですが、最後に改めて長官のお考えを伺って質問を終わりたいと思います。

○政府委員（加藤昭六君）　まず御質問の第一点、軍事技術の経済成長に及ぼす影響の問題につきま

しては、これは各国いろいろな政策展開があるのかと思います。これが経済成長に果たして寄与しているかどうかという問題は、各国によっていろいろな判断があるかかと思ひまして、私どもから云々する問題ではございません。

それから、さらに今後の我々の姿勢でござい
ますが、既に申し上げましたような、何度も繰り返
して申し上げますが、科学技術の成果の取り扱い
につきましましては十分調和のとれた形でなされる必
要があるということでございます。

○小西博行君 私は、先ほど長官から予算の概要を承りました。合わせて四千四百億ぐらいの予算で、ことしもやりたいということで、あらゆる分野で具体的な政策が出ておられます。

そこで、私はもう常日ごろから思っておるんですが、日本の研究開発費全体を統計で見ますと、大体九兆円前後ということが言われております。アメリカがまず十九兆円ぐらいですから大体その半分ぐらいまで到達したわけです。数年前は大体三分の一というように言われていたんですが、大体半分ぐらいまでいったということです。科学技術庁の予算そのものは必ずしも多くなきいわけです。我が国の研究開発というよう大きな例えればこれは文部省も当然入りましようし、通産その他の各省庁の予算も入るし、それから民間の研究開発予算も全部含めて大体九兆円という膨大な金額になっているわけです。

したが、いまして、私は科学技術庁が何から何まで研究開発についてはイニシアをとらなきやいけ
ないということではないとは思ひんですが、しか
し、政府の性格上どうしてもこれは科学技術庁が
その中心になつていろいろな調整機能も十分果たさ
なきやいけなしいし、先ほどの同僚委員の方からも
お話がありましたように、今までのことをただ踏
襲してやつていくというんでは非常に弱いと思ひ
んです。ですから、長官を中心にして各局長さん
も含めまして前向きにやはり取り組んでいく必要
があるんじゃないか。さっきの伏見先生のお話じ
やありませんけれども、こういう省庁の運営その

ものも、先ほどの独創的なというお話がございましたけれども、ただ従来どおり二%上がったからいいというものではないような気がするんです。そういう面では、科学技術庁もう少し頑張ってほしいというのが従来からの私の考え方です。

そこで、きょうはいろんな問題をお聞きしたいと思つたんですが、時間が二十分しかありませんし、皆さんも相当お疲れでしょうが、振興調整費というのをごさいます。これは九十二億円ぐらいですから、全体の予算からいったら決して大きいものではないんです。しかし、私はこれは大変大きな意味があるんではないかと、常々そう思っておるんですけれども、これは五十六年にできたわけですね。最初の趣旨、これは私も伺っておりますけれども、最近では果たして最初の趣旨どおり、目的どおりこの調整費というのが生きているのかどうかという感じがするので、その辺からお話を伺いたいと思うんです。

○政府委員(加藤昭六君) 振興調整費の運用でございしますが、先生御指摘のように、昭和五十六年にこの振興調整費が計上されたわけでございまして、活用の基本方針というものが掲げられております。これは科学技術会議で決定されておるわけでございますが、ちょっと読み上げさせていいただきますと、国土が狭く、資源に乏しい我が国は科学技術立国が不可欠であると、もはや導入技術への依存が許されない状況だと、あるいは先進国の一員として世界に貢献が求められているという背景で、我が国は獨創性に富んだ自主技術の開発を主体として特に重要な研究業務の総合調整を実施するためこの科学技術振興調整費を運営していくというふうに書かれておりますが、こうした基本方針ののちとって現在も鋭意努力しておるところでございます。

○小西博行君 長官、ですから、振興調整費というのは金額はそれほど大きくはないんですが、科学技術会議というのがございまして、これは総理が議長になっているわけですが、そこで日本の将来に向けてどのような分野について研究開発

をしなきゃいけないという一番大きなものがそこ
で出るわけですね。それによって各省庁にわたる
分野について予算の配分その他をやるわけですね。
もちろん、予算のいろんな移行の作業なんかをや
る場合には、当然各省庁と科学技術庁との打ち合
わせをやっていくということですね。そこへテーマを
決めて配分していくというシステムになっている
わけですね。

ところが、現実問題というのは、各省庁との現
実に打ち合わせをこうやっていくものだから、
科学技術庁は何か相談にはあずかるんだけれど
も、何となく予算をそこへ配っていく。それで、
結果では何かの権限があつてもっと進めなさいと
かあるいはもう少ししなさいというようになり
だして、このように少しくなり、非常に少なくな
って、このように少なくなると、金銭幾
らだから、これは少し上げてこうだとかという
ような格好になつてしまふ。科学技術庁の機能
というのは非常に弱まってしまうような気がし
てならないんです。その辺のところは一体どうな
のか、お聞きしたいと思ふんです。

○政府委員(加藤昭六君) 振興調整費の具体的
な運用につきましては御説明を申し上げまして御理
解を得たいと思つておりますが、具体例といたしま
して、総合研究のテーマを例に挙げてどのように
運営されているか御説明申し上げます。

科学技術会議の政策委員会の下に研究調査小委
員会というのを設けてまして、ここです毎年重
点的に研究を推進すべき分野を定めます。これは
毎年次第に内容が変わつてきておりますが、こ
れは三つの分野でございまして、物質・材料とラ
イフサイエンスと、それから地球でございした
か、三つが指定されておりましたが、新たに地球科
学が入つたと記憶しておりますが、ここでその分
野が明示されますと、それに従つて各省庁あるい
は民間から具体的な提案が出てくるわけござい
ます。

それで、実際昨年の例を見ますと、約百課題ぐ
らい提案がありまして、これをどんだん事前評価

を重ねます。これは評価手法がきちつとございま
して、科学技術庁で採点して評価する、一つのフ
ォーマットに従つてやっていくわけございま
す。そこで、その採点結果を科学技術会議の研究
調査小委員会で御検討をいただきまして、昨年
ですと九十九課題を七課題に絞つていくというふう
な状況でございまして。

それからなお、細かくなりますが、その後の課
題が七つになった後、この七課題をどのように各
分担任、研究していくかということにつきま
して、科学技術会議の調査小委員会がある学識
経験者を選定いただきまして、その学識経験者に研
究体制を御検討いただきまして、科学技術庁がそ
れをさらに調整し、学識経験者の方と意見を打ち
合わせながら研究体制の決定をするというふうな
状況でございまして。

さらに、決定して動き出した後、中間評価とい
うのがございまして、これは三年ばかりすると
すべて中間評価をする仕組みになっておりまし
て、これは科学技術会議政策委員会の下に評価小
委員会というものが設けられております。その評
価小委員会の下に各課題ごとにワーキンググル
ープが設けられまして、これは推進している方々、
全く独立した方々によるワーキンググループが設
けられております。そこで非常に綿密な、これも
やはり科学技術会議で設定された中間評価の様式
に基づいてやっておりますが、課題の中で中断す
べき分野とかテーマとかいうものをそれぞれきめ
細かに御検討いただき、実質的に内容の再編成
をしたり中断させたりして、そうした結果、第二
期に移行するものは装いを新たに第二期に移
行するという仕組みになっております。

さらに、第二期に移行した後あるいは第一期で
終了したものにつきましては、事後評価というも
のが評価小委員会のワーキンググループでなされ
て、この評価結果に基づいては、課題を選定す
る調査小委員会の先生方の次の課題選定への御参
考としていただくということと、実施した機関に
もその資料を提示いたしましてフォローアップを

させていくというふうなことをやっておりまし
て、先生御指摘のような、ただ振興調整費を各省
庁の申請のとおり予算を配分していくというこ
とでは全くございせん。

○小西博行君 そのこともよくわかつておりま
す。結局最終的には科学技術会議がその評価を
するということですね。余りいい結果が出ないよ
うなものはないものでございまして、そういう
ことも聞いておるんです。

そこで、私も科学技術特別委員会のメンバー
でよく調査に参りますよ。今は超電導超電導で
もう全部超電導の話ばかりですけれども、例え
ばパイオです、理化学研究所へ行きましてパイ
オは盛んにやっております。筑波学園都市へ行きま
しても各省庁、例えば農水省その他でもやってい
る。私は、せっかくそういう調整機能があるので
あれば、そういう研究をやつたり一つにまとめて
設備なんか十分に使いやすいたすれば――
研究施設が大体おくらせてきまして、思い切つた
予算をかけたいと思つても、全体の予算が少なく
いので、三年ぐらひかけてやると一つのもの
をつくり上げるということも聞いているわけ
です。そういうことを科学技術庁が中心になつて推
進していくという機能をそこへ思い切つて入れな
ければ、結果は非常に合理的ではないんじゃない
か。もちろん研究者同士で各省庁で競争する
という原理は当然あるわけですね。だけれども、
私はそればかりではないんじゃないか。縦割りの
システムになつておるものだから、なかなかそ
の辺がうまくいかない。

そういう意味では、流動研究システムというの
は非常にいいリサーチングを中心展開してい
くというので、私は非常におもしろいと思ひ、
これからああいうものをもっとふえなければい
けないと思ひのだけれども、私は、今の科学技術
庁がリサーチングをとるために、そういうような
もう少し効率的なやり方というの、もちろん競
争原理も考えながらやっていく必要があるんじゃない
か。そういたしますと、科学技術庁の存在感

というのは私はもっと表に出てくるんじゃないか
という感じがして、応援する立場でいつもいつも
私はそう思つておるんですが、その辺に對しての
決意はどうですか。

○政府委員(加藤昭六君) 大変私どもの御支援と
いう観点からの御指摘がたくちようだいた
しますが、具体的に私どもも今運営している仕方
につきましては、正直申し上げましてまだまだ改善
していくべき点は多々あると思ひます。例えは昨年
から研究調査小委員会の学識経験者が課題の大勢
をくみ上げることをやるような仕組みが入つてき
たとか、ことしもまたもう少し細々したいろいろ
な体制の改正が加えられますが、今後も逐次先生
の御指摘のような方向でさらに効果的な科学技術
の総合調整機能を十分に果たすべくいろいろ検討を
重ねていきたいと思つております。

○小西博行君 もう時間がないから次に移ります
けれども、外国人の研究者の受け入れというの
があるでしょう。それは一つのプロジェクトに
もたらうという、お互いに交流するということもあ
ります。例の公務員、これは研究交流促進法で
すか、そして日本の省庁へ登用したいというか、
しましよというところで、もう現実には外国の研
究者が来ているんです。ところが、これ調べてみ
ると三人です。これ私も実はびっくりしたん
ですが、科技庁、通産、厚生で一名ずつ。どうして
こんなに人数が少ないのか。科学技術庁の中
にはちゃんとうたつておるんです。それ、そうい
うのを。だから、これは随分大勢来ているのかと思
つて調べたら三名なんです。各省庁に聞いてみ
ますと、定員制があるのでとてもとても採用でき
ないという話なんです。こういうものは私は定
員とは別に考えないといふ。しかも海外に對し
てどうぞいらいしやないか。しかも海外に對し
て、大体助教教授クラスというのを聞いているん
ですが、これ何と解決しないか、こんなに大き
くふろしきを広げて、外国から行きたいと思つて
も三名というのがこれ現実の業績でしょう。これ
何とか考えられないですか。

○政府委員(吉村晴光君) 御指摘のとおり、外国人の研究者を招いて日本の研究者と相互に刺激を与えながら研究を進めるといふことは、我が国にとつても大変メリットがございますし、また国際的な貢献という点からも大変大事なことでございます。

そういう観点で私もしましては、従来から招聘制度というものがあつたわけでございますが、欧米におきましては、単に外国人を招聘するというだけではなくて、公務員として採用するという道も開いておるといふ状況にもございます。その数自体がそんなに多いといふことはないわけでございますが、いずれにしてもそれぞれの国の科学技術システムを国際化するといふことの

一環として、ただ単に外国人研究者を招聘するといふだけではなくて、条件がうまく合えばその方をやはり公務員として採用するといふ道も必要であるといふことで、私もはそういう制度をお願いをしてつくつていただいたといふことでございます。

確かに、御指摘のように、現在まで三名ということであるが、少いわけでございますが、私もともいたしまして外国人の研究者を、どういう形であるにせよ、できるだけ日本の国の中に招いてくるといふことは非常に大事だと思つておる次第でございますが、研究公務員に採用する場合には、やはりどうしても外国の雇用システムと日本の雇用システムというものの違いといふのが一つの問題としてなつておるわけでございまして、外国人はどうしても長年同じところで働くというよりは、短期間いろいろな研究施設を回るといふことの方に好みがある。現在の日本の公務員体系では、やはり終身雇用を前提にしてゐるような制度ができてゐるというところもございまして、短期間勤める場合には正式の公務員になつた方が得だといふことには必ずしもならない場合もあるといふこともございます。

そういう問題につきましては、日本の雇用システム、外国の雇用システム、将来どういふふう

な刺激を与えながら変わつていくかといふこととも関連あるわけでございますが、私もともしましては、どういふ形にあるにせよ、できるだけ外国の研究者を受け入れてお互いに刺激し合える機会をつくりたい。それから、そういう制度をつくりますときに、ただ単に招聘、お客さんといふことだけではなくて、やはり日本の公務員として採用するといふ道を開いて世界にその姿勢を示すことも大事であるといふ発想でどういふ制度をつくつたといふところをぜひとも御理解をいただきたいと思ひます。

○小西博行君 そうですね、よくわかりますけれども、やはり三名といふのはいかにも恥ずかしめて、かえつて言わない方がいんじやないか。公務員で三名は雇つていますかといふ言ひの方がかえつて外国に誤解を招くと思ふんです。科学技術庁も百名ほど研究員をこちらへ来ていただく、通産省も百名。この間総理が向こうへ行かれて、百名どうぞみたいなことをまた言つていますけれども、これは果たしてそういう受け入れ態勢といふのがあつたのかと。

私は、この間留学生問題を予算委員会でもやつたんですけれども、数字を言ふとか、二〇〇〇年にはこうだなどといふのは、それは言ひやすいこととすよ。ところが、現実には宿舎その他の受け入れ、あるいは研究機関で何をやっていただくのか。それは向こうから来る場合だつて魅力がなかつたら来ないんですから、百名どうぞと言つたつて。日本でやつぱりすばらしい学者がいるから、そこへ入つて勉強したいとか、恐らくそうだと思うんです。そこで自分のレポートを書くことが将来のプライドにつながる、そういう魅力があるからこそ初めて来たいといふことじやないでしやうか。

だから、人数をトータルすると三百名ぐらいになるんですけれども、そういうような受け入れ態勢といふものが具体的にあるのだらうか。一番その点は弱いところなんです。もちろん宿舎なんかもほつぽつ建てていふことなんですけれども、

れども、そういうことではちよつとかえつて悪い、そんなこと言わない方がいんじやないかとさへ思ふほど私は問題が残つてゐるような気がする。ですから、これからそういう国際交流といふ意味ではしよつちゅうやらなきやいけない。

それから、今はむしろアメリカあたりからは、先端技術を日本からいんな勉強したいといふよりも、産業技術ですね、日本が一番進んでいるのは産業技術。だから、科学技術協定の中でもそういう分野が、大分向こうからも表明してゐるようには、日本の民間の方へび研究者を入れるようにしてはしいといふんだけれども、日本の産業界は、それは大変困る。いわゆる品質管理のシステムなり、産業で世界に誇つてゐるいんな技術がありますから、そういうものはできるだけ教えたくないといふ産業側のノーマウといふのが当然あると思うので、そういうものまで全部含めまして、これから科学技術庁としてそういう研究の受け入れといふものはどういふ形で具体化していくのかといふことは、しっかり計画の中へびちつと入れていかないと、言葉だけで終わつちまうんじやないかといふことを私つくづく心配をしてゐるわけだ。

大臣、もう時間がなくなりまして、またの機会にいろいろなことを質問させていただきます。科学技術庁に対しては、先ほど申し上げたように、長官を中心にして、少なくとも先端技術の研究開発というものは、やつぱり科学技術庁が中心になつていんなセクションと協力しながら、あるいは指示しながらまとめていかなきゃいけないといふ大きな責任がある。その割には全体の予算が確かに小さい。人数も少ない。大学の方まで口出しできないといふこともありますけれども、しかしその中でもどうしても研究開発をやらなきゃいけない分野が当然あると思うので、私はそれは一つの姿勢の問題だと思ふんです。科学技術庁こうありたいといふ。それは過去やってきたことをただ踏襲するんじやなくて、新しい分野にどんどん広げていく、そういう期待をずっとしておる

わけですが、最後に長官のその決意をお伺ひして質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) 先生全くおっしゃるとおりでございます。私も就任以来、科学技術庁がそういう調整機能を發揮する以外にないわけだから、役所の方々ももっと責任感なり使命感なり誇りを持つて、日本の科学技術行政のリーダーシップとイニシアチブは我々がとるんだといふ気概なり矜持を持つてやつてほしいといふことをしよつちゅう申し上げておるわけであります。またおっしゃるとおり競争原理も大事でございますけれども、やはり連係プレーなり整合性といふのはなおさら大事でございますから、そういう連係プレー、整合性を求める、そういうためのリーダーシップあるいはイニシアチブといふものを科学技術庁がぜひひとつこれから果たすことができまふように、長官以下なお心を引き締めて御期待なりお励ましにこたえたいと思つております。

○小西博行君 終わります。

○委員長(飯田忠雄君) ほかに御発言もないようですから、質疑は終了したものと認めます。これをもって昭和六十三年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、総理府所管のうち科学技術庁についての委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答へあり〕

○委員長(飯田忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時一分散会

〔参照〕

昭和六十三年度科学技術庁予算について

昭和六十三年度科学技術庁関係予算の概要を説明申し上げます。

昭和六十三年度一般会計予算において、科学技術庁の歳出予算額三千四百四億一千万円を計上いたして、これを前年度当初歳出予算額と比較いたしますと、六十七億三千六百万円、二パーセントの増加となっております。また、電源開発促進特別会計において、科学技術庁分として、歳出予算額九百五十億八千三百万円を計上するほか、産業投資特別会計から、日本科学技術情報センターに対し、四十七億円の出資を予定いたしております。以上の各会計を合わせた科学技術庁の歳出予算は、四千四百一億九千三百万円となり、これを前年度の当初歳出予算額と比較いたしますと、七十六億六千七百万円、一・八パーセントの増加となっております。

また、国庫債務負担行為限度額として、一般会計一千四百九億二千五百万円、電源開発促進特別会計七百九十四億一千万円を計上いたしております。

さらに、一般会計予算の予算総則において、「原子力損害賠償補償契約に関する法律」第八条の規定による国の契約の限度額を二千四百八十九億円とするとともに、「動力炉・核燃料開発事業団法」第三十四条の規定により、政府が保証する借入れ等の債務の限度額を三百四十九億円とし、これに基づき借入金を使用済燃料再処理施設の操業費等の一部に充てることとしております。

次に、予算額のうち主要な項目につきまして、その大略を説明申し上げます。

第一に、科学技術行政の総合的展開を図るための経費として九十五億三千万円を計上いたしました。

(一) まず、科学技術政策研究の強化充実を図るため、資源調査所を改組して科学技術政策研究所を設置することとし、これに必要な経費として二億五千二百万円を計上いたしました。

(二) また、科学技術会議の方針に沿って科学技術振興に必要な重要研究業務を総合的に推進するための科学技術振興調整費を拡充し、新たに外国人研究者の受入れを含む国際流動基礎研究の

推進を図るとともに、同会議の審議機能を充実するための経費等として九十二億七千八百万円を計上いたしました。

第二に、創造的・基礎的研究の充実強化のため、五十六億三千百万円を計上いたしました。

(一) まず、国際社会への貢献という観点をも踏まえたヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラムに関する調査・検討を進めることとし、科学技術振興調整費から三億円の充当を見込んでおります。

(二) 次に、技術革新の根幹となる新しい科学的知見を開拓するため、多分野にまたがる領域における先端的基礎研究を、流動的で国際的にも開かれた体制のもとに長期的に行う国際フロンティア研究を充実することとし、これに必要な経費として十五億一千五百万円を計上いたしました。

(三) また、産・学・官の研究者を弾力的に組織化して、次代の技術革新を担う創造性豊かな新技術を開出することを目的とした研究を推進する創造科学技術推進制度を拡充することとし、これに必要な経費として三十八億一千六百万円を計上いたしました。

第三に、科学技術国際協力を通じた国際社会への積極的貢献を図るため、日米協力をはじめとする先進諸国との協力、アセアン諸国等開発途上国との協力、人材交流等の国際協力に必要な経費として三百二十三億六千六百万円を計上いたしました。

第四に、研究開発のための基礎の整備のため、百二億八千八百万円を計上いたしました。

(一) まず、地域における研究開発機能の高度化等地域における科学技術の振興を図るための経費として一億六千二百万円を計上いたしました。

(二) 次に、広範な分野の基礎研究に飛躍的な成果をもたらすことが期待される大型放射光施設について、所要の研究等を推進するために必要な経費として六億一千二百万円を計上いたしました。

(三) また、民間等との共同研究の促進、研究公務員等の国内及び海外研修への派遣、ハイテクコソレーション制度による先端的研究成果の展開、新技術の企業化の促進等に必要な経費として二十五億一千二百万円を計上いたしました。

四、また、日本科学技術情報センターにおける科学技術に関する各種データベースの拡充、情報提供機能の向上のための新オンライン提供システムの開発、国際科学技術情報ネットワークの運用等内外にわたる科学技術情報の流通を促進するために必要な経費として、一般会計に二十億六千九百万円を計上するとともに、産業投資特別会計から同センターに対し四十七億円の出資を予定いたしております。

(四) また、遺伝子資源の収集、保存、提供体制の整備等に必要な経費として三億三千三百万円を計上いたしました。

第五に、原子力の研究開発利用及び安全対策の推進のため、二千七百十四億九千万円を計上いたしました。このうち、一般会計予算において一千七百六十四億七百万円を計上しておりますが、その大略を説明申し上げます。

(一) まず、原子力安全規制行政及び核不拡散対応については、ソ連チェルノブイル原子力発電所の事故あるいは核物質防護をめぐる国際動向をも踏まえ、原子力利用における安全の確保等に一層の万全を期するため、原子力安全委員会の運営、放射能測定調査研究などに必要な経費として十九億四千四百万円を計上いたしました。

(二) 次に、日本原子力研究所においては、原子力施設等の安全性に関する試験研究、核融合の研究開発、高温工学試験研究炉の実施設設計、放射線高度利用研究、原子力船に関する研究開発等を進めることとし、これらに必要な経費として九百七十三億一千万円を計上いたしました。

(三) また、動力炉・核燃料開発事業団においては、高速増殖炉の実験炉の運転等新型動力炉の研究開発を進めるとともに、遠心分離法によるウラン濃縮パイロットプラントの運転、高レベル

放射性廃棄物処分技術開発等核燃料サイクル確立のための研究開発を進めるとし、これらに必要な経費として六百二十二億七千九百万円を計上いたしました。

四、また、放射線医学総合研究所における重粒子線の医学利用に関する研究及び放射線の内部被ばくに関する研究並びに国立試験研究機関及び理化学研究所における原子力試験研究に必要な経費等として百四十八億七千四百万円を計上いたしました。

次に、電源開発促進特別会計歳出予算額のうち、科学技術庁分として九百五十億八千三百万円を計上しておりますが、その大略を説明申し上げます。

(一) まず、電源立地勘定においては、原子力施設の立地を一層促進する見地から、原子力施設の周辺地域の住民等に対する給付金の交付及び周辺地域における雇用確保事業の推進に必要な経費として十四億二千四百万円を計上いたしました。また、地方公共団体の公共用施設の整備に必要な交付金に充当するため四十億八千八百万円を計上するほか、放射線監視対策、原子力防災対策などの原子力安全対策等に必要な経費として九十五億二千万円を計上いたしました。

(二) また、電源多様化勘定においては、高速増殖炉原型炉「もんじゅ」の建設、新型転換炉実証炉用燃料開発施設の建設等新型動力炉の開発を進めるとともに、使用済燃料再処理技術の開発及び高性能遠心分離機の研究開発等ウラン濃縮技術の開発に必要な経費として動力炉・核燃料開発事業団に七百五十八億六百万円を計上するとともに、原子炉解体技術の開発、レーザー法ウラン濃縮技術の開発等を推進する経費として四十二億四千五百万円を計上いたしました。

第六に、宇宙開発利用の推進のため、九百八十四億七千万円を計上いたしました。

(一) まず、宇宙開発事業団において、海洋観測衛星一号ーⅡ及び静止気象衛星五号の開発に着手するとともに、通信衛星三号、静止気象衛星四

号、放送衛星三号、地球資源衛星一号及び技術試験衛星VI型の開発を進めるほか、地球観測プラットフォーム技術衛星の開発研究等を行うこととしております。また、H-1ロケット及びH-IIロケットの開発等宇宙輸送システムの研究開発を進めることとしております。さらに宇宙ステーション計画への参加の一環として我が国の実験モジュールの開発等を行うとともに、第一次材料実験システムの開発を行うこととしております。これらに必要な経費として九百六十五億三千四百万円を計上いたしました。

(二) また、航空宇宙技術研究所におけるH-IIロケット用液酸・液水ロケットエンジン要素の研究等宇宙科学技術の基礎的、先行的研究を進めるための経費等として十九億三千六百万円を計上いたしました。

(三) 第七に、海洋開発の推進のため、九十四億八千七百万円を計上いたしました。

(四) まず、海洋科学技術センターにおいて、六千メートル級潜水調査船及びその支援母船の建造を進めるとともに、潜水調査船「しんかい200」による深海調査研究、海中作業実験船「かいよう」による水深三〇〇メートルを目標とする潜水作業技術の実海域実験等を行うほか、新たに、海域総合利用技術について地方自治体等との共同研究を行うこととし、これらに必要な経費として九十二億七千七百万円を計上いたしました。

(五) また、関係省庁の協力を得て、黒潮の開発利用調査研究、海洋遠隔探査技術の開発研究等を進めることとし、これらに必要な経費として二億一千万円を計上いたしました。

第八に、物質・材料科学技術の研究開発の推進のため、金属材料技術研究所、無機材料研究所における各種試験研究を進めることとし、特に、超電導材料研究については、本年度は、新たに超電導材料研究マルチコア・プロジェクトの推進を図ることとしております。これに創造科学技術推進制度及び国際フロンティア研究における材料研

究の経費を加え八十八億七千万円を計上いたしました。また、科学技術振興調整費からは二十三億円の充当を見込んでおります。

第九に、ライフサイエンスの振興のため、百二十八億九千万円を計上いたしました。

(一) まず、理化学研究所において、前述の国際フロンティア研究の一環として老化の仕組みの解明のための研究等を推進するとともに、がん本態解明のための研究、脳・神経系及び免疫系科学技術の研究等を推進するほか、細胞・遺伝子の保存・提供事業等を行うための経費として二十七億九千九百万円を計上いたしました。

(二) 次に、がん研究を支える共通基盤技術等についての研究開発を積極的に進めるため、科学技術振興調整費及び新技術開発事業団の委託開発制度から三十四億四千三百万円を充当を見込んでおります。また、創造科学技術推進制度において植物情報物質に関する研究等を実施するための経費として十五億九千七百万円を計上いたしました。

(三) さらに、放射線医学総合研究所において、前述の重粒子線の医学利用に関する研究のほか、放射線によるがん診断・治療のための研究を進めることとし、このための経費等として四十九億七千万円を計上いたしました。

第十に、地球科学技術の研究開発等の推進のため、百七十六億五千五百万円を計上いたしました。

(一) まず、地球観測技術の研究開発等の推進については、海洋観測衛星一号、地球資源衛星一号、静止気象衛星四号及び五号の開発、地球観測プラットフォーム技術衛星の開発研究等を実施するため、百五十億八千三百万円を計上いたしました。

最後に、その他の重要な総合研究等を推進するため、百九十二億一千九百万円を計上いたしております。

(一) まず、航空宇宙技術研究所において、ファンジェットSTOL実験機「飛鳥」による飛行実験、革新航空宇宙輸送要素技術の研究開発等航空技術の研究開発を推進するための経費として八十七億一千万円を計上いたしております。

(二) 次に、理化学研究所については、国際フロンティア研究及び原子力関係の経費のほか、ライフサイエンス研究、レーザー科学技術の研究等を推進するための経費として百二億三千六百万円を計上いたしております。

(三) また、科学技術の広報啓発活動の推進に必要な経費として一億二千二百万円を計上いたしております。

以上簡単でございますが、昭和六十三年科学技術関係予算につきましてその大略をご説明申し上げます。

三月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十二条の五」に、「第十二条の五」を「第十二条の七」に、「第四十三條」を「第四十三條の三」に、「第五十一條の二十二」を「第五十一條の二十四」に、「第七十七條」を「第七十六條の二」に改める。

第一条中「確保し、あわせてこれらによる災害を防止して」を「確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、」に、「関して必要な規制」を「関する必要な規制等」に改める。

第二条中第九項を第十項とし、第五項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 この法律において「特定核燃料物質」とは、プルトニウム(プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く)、ウラン二三三、ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率を超えるウランその他の政令で定める核燃料物質をいう。

第十条第二項中第七号を第十二号とし、第六号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 第五十九條の三第二項の規定に違反したとき。

第十条第二項中第五号を第九号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の三号を加える。

六 第十二條の二第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

七 第十二條の三第一項の規定に違反したとき。

八 第十二條の五の規定による命令に違反したとき。

第十条第二項第三号の次に次の一号を加える。

四 第十一條の三第二項の規定による命令に違反したとき。

第十一條の二の次に次の一条を加える。

(特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置等)

第十一條の三 動力炉、核燃料開発事業団及び製錬事業者は、製錬施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、特定核燃料物質の防護のための区域の設定及び管理、施設等による特

定核燃料物質の管理、特定核燃料物質の防護上必要な設備及び装置の整備及び点検その他の特定核燃料物質の防護のために必要な措置（以下「防護措置」という。）を講じなければならない。

2 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、防護措置が前項の規定に基づく総理府令、通商産業省令の規定に違反していると認めるときは、動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者に対し、特定核燃料物質の防護のための区域に係る措置の是正、特定核燃料物質の取扱方法の是正その他特定核燃料物質の防護のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を命ずることができ、

第二章第十二条の次に次の四条を加える。

（核物質防護規定）
第十二条の二 動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者は、第十一条の三第一項に規定する場合においては、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、内閣総理大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、核物質防護規定が特定核燃料物質の防護上十分でないことを認めるときは、前項の認可をしてはならない。

3 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、特定核燃料物質の防護のために必要であると認めるときは、動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者に対し、核物質防護規定の變更を命ずることができる。

4 動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者並びにその従業者は、核物質防護規定を守らなければならない。

（核物質防護管理者）
第十二条の三 動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者は、第十一条の三第一項に規定する場合においては、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、総理府令、通商産業

省令で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について総理府令、通商産業省令で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者は、前項の規定により核物質防護管理者を選任したときは、選任した日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣及び通商産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

（核物質防護管理者の義務等）
第十二条の四 核物質防護管理者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 製錬施設に立ち入る者は、核物質防護管理者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は核物質防護規定の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

（核物質防護管理者の解任命令）
第十二条の五 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、核物質防護管理者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者に対し、核物質防護管理者の解任を命ずることができる。

第二十條第二項中第八号を第十六号とし、第七号を第十五号とし、第六号を第十四号とし、第五号の三を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 第五十九條の三第二項の規定に違反したとき。

第二十條第二項中第五号の二を第十一号とし、第五号の次に次の五号を加える。

六 第二十二條の六第一項の規定に違反したとき。

七 第二十二條の六第二項において準用する第十二條の二第三項の規定による命令に違反したとき。

八 第二十二條の六第二項において準用する第十二條の二第四項の規定に違反したとき。

九 第二十二條の七第一項の規定に違反したとき。

十 第二十二條の七第二項において準用する第十二條の五の規定による命令に違反したとき。

第二十一條の二の見出し中「保安」の下に「及び特定核燃料物質の防護」を加え、同条に次の一項を加える。

2 加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、総理府令で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

第二十一條の三「前条」を「前条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、防護措置が前条第二項の規定に基づく総理府令の規定に違反していると認めるときは、加工事業者に対し、是正措置等を命ずることができる。

第三章中第二十二條の五の次に次の二条を加える。

（核物質防護規定）
第二十二條の六 加工事業者は、第二十一條の二第二項に規定する場合には、総理府令で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 第二十二條の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。

この場合において、これらの規定中「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」とあるのは「加工事業者」と読み替えるものとする。

（核物質防護管理者）
第二十二條の七 加工事業者は、第二十一條の二第二項に規定する場合には、特定核燃料物質の

防護に関する業務を統一的に管理させるため、総理府令で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について総理府令で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第十二條の三第二項、第十二條の四及び第十二條の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」とあるのは「加工事業者」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と「製錬施設」とあるのは「加工施設」と読み替えるものとする。

第三十三條第二項中第九号を第十七号とし、第六号から第八号までを八号ずつ繰り下げ、第五号の三を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 第五十九條の三第二項の規定に違反したとき。

第三十三條第二項中第五号の二を第十一号とし、第五号の次に次の五号を加える。

六 第四十三條の二第一項の規定に違反したとき。

七 第四十三條の二第二項において準用する第十二條の二第三項の規定による命令に違反したとき。

八 第四十三條の二第二項において準用する第十二條の二第四項の規定に違反したとき。

九 第四十三條の三第一項の規定に違反したとき。

十 第四十三條の三第二項において準用する第十二條の五の規定による命令に違反したとき。

第三十三條第三項第一号中「第五号の二、第五号の三又は第九号」を「第十一号、第十二号又は第十七号」に改める。

第三十五條の見出し中「保安」の下に「及び特定核燃料物質の防護」を加え、同条第一項中「運輸

省令の下に「第三項において同じ。」を、「次項」の下に「及び第三項」を加え、同条に次の一項を加える。

3 原子炉設置者及び外国原子力船運航者は、原子炉施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

第三十六條第一項中「運輸大臣」の下に「第三項において同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

3 主務大臣は、防護措置が前条第三項の規定に基づき主務省令の規定に違反していると認めるときは、原子炉設置者又は外国原子力船運航者に対し、是正措置等を命ずることが出来る。

第四章第四十三條の次に次の二條を加える。
(核物質防護規定)

第四十三條の二 原子炉設置者は、第三十五條第三項に規定する場合には、主務省令で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十二條の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。

この場合において、これらの規定中「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「主務大臣」と、「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」とあるのは「原子炉設置者」と読み替えるものとする。

(核物質防護管理者)

第四十三條の三 原子炉設置者は、第三十五條第三項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、主務省令で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について主務省令で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第十二條の三第二項、第十二條の四及び第十二條の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」とあるのは「原子炉設置者」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「主務大臣」と、「製錬施設」とあるのは「原子炉施設」と読み替えるものとする。

第四十六條の七第二項中第十号を第十六号とし、第九号を第十五号とし、第八号を第十四号とし、第七号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 第五十九條の三第二項の規定に違反したとき。

第四十六條の七第二項中第六号を第十一号とし、同項第五号中「第五十一條第二項」を「第五十條の三第二項」に改め、同号の次に次の五号を加える。

六 第五十條の四第一項の規定に違反したとき。

七 第五十條の四第二項において準用する第十二條の二第三項の規定による命令に違反したとき。

八 第五十條の四第二項において準用する第十二條の二第四項の規定に違反したとき。

九 第五十一條第一項の規定に違反したとき。
十 第五十一條第二項において準用する第十二條の五の規定による命令に違反したとき。
第十四條八條の見出し中「保安」の下に「及び特定核燃料物質の防護」を加え、同条に次の一項を加える。

2 再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、総理府令で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

第四十九條中「前条」を「前条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、防護措置が前条第二項の規定に基づき総理府令の規定に違反していると認めるときは、再処理事業者に対し、是正措置等を命ずることが出来る。

第五十一條第一項中「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条を第五十條の三とし、第五章中同条の次に次の二條を加える。

(核物質防護規定)

第五十條の四 再処理事業者は、第四十八條第二項に規定する場合には、総理府令で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十二條の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。

この場合において、これらの規定中「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」とあるのは「再処理事業者」と読み替えるものとする。

(核物質防護管理者)

第五十一條 再処理事業者は、第四十八條第二項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、総理府令で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について総理府令で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第十二條の三第二項、第十二條の四及び第十二條の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」とあるのは「再処理事業者」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「製錬施設」とあるのは「再処理施設」と読み替えるものとする。

第五十一條の十四第二項中第七号を第十二号とし、第六号の次に次の五号を加える。

七 第五十一條の二十三第一項の規定に違反したとき。

八 第五十一條の二十三第二項において準用する第十二條の二第三項の規定による命令に違反したとき。

九 第五十一條の二十三第二項において準用する第十二條の二第四項の規定に違反したとき。

十 第五十一條の二十四第一項の規定に違反したとき。

十一 第五十一條の二十四第二項において準用する第十二條の五の規定による命令に違反したとき。

第五十一條の十六の見出し中「保安」の下に「及び特定核燃料物質の防護」を加え、同条に次の一項を加える。

3 廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設を設置した事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、総理府令で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

第五十一條の十七中「前条」を「前条第一項若しくは第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

（核物質防護規定）

第五十一条の二十三 廃棄物管理事業者は、第五十一条の十六第三項に規定する場合に、総理府令で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十二条の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、これらの規定中「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは、内閣総理大臣と、「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」とあるのは「廃棄物管理事業者」と読み替えるものとする。

（核物質防護管理者）

第五十一条の二十四 廃棄物管理事業者は、第五十一条の十六第三項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、総理府令で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について総理府令で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第十二条の三第二項、第十二条の四及び第十二条の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」とあるのは「廃棄物管理事業者」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「製錬施設」とあるのは「廃棄物管理施設」と読み替えるものとする。

第五十六条中第七号を第十七号とし、第六号を第十六号とし、第五号を第十五号とし、第四号の四を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 第五十九条の三第二項の規定に違反したとき。

第五十六条中第四号の三を第十二号とし、第四号の二を第十一号とし、同条第四号中「第五十七条」を「第五十七條第一項」に、「第五十九條又は第六十條」を「又は第五十九條」に改め、同号の次に次の六号を加える。

五 第五十七條第三項の規定による命令に違反したとき。

六 第五十七條の二第二項の規定に違反したとき。

七 第五十七條の二第二項において準用する第十二條の二第三項の規定による命令に違反したとき。

八 第五十七條の二第二項において準用する第十二條の二第四項の規定に違反したとき。

九 第五十七條の三第一項の規定に違反したとき。

十 第五十七條の三第二項において準用する第十二條の五の規定による命令に違反したとき。

第五十七條の見出しを「使用及び保管の基準等」に改め、同条中「使用する」を「使用し」、又は「保管する」に、「しなければならない」を「保安のために必要な措置を講じなければならない」に改め、同条に次の二項を加える。

2 使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、総理府令で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

3 内閣総理大臣は、防護措置が前項の規定に基づき総理府令の規定に違反していると認めるときは、使用者に対し、是正措置等を命ずることができる。

第五十七條の次に次の二条を加える。

（核物質防護規定）

第五十七條の二 使用者は、前条第二項に規定する場合に、総理府令で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

きも、同様とする。

2 第十二條の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、これらの規定中「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。

（核物質防護管理者）

第五十七條の三 使用者は、第五十七條第二項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、総理府令で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について総理府令で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第十二條の三第二項、第十二條の四及び第十二條の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」とあるのは「使用者」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「製錬施設」とあるのは「使用施設等」と読み替えるものとする。

第五十八條の二中「第五十九條の二第一項」の下に、「第五十九條の三第一項及び第六十六條第二項」を加え、「工場又は事業所」を「工場等」に、「第二十一條の二第三号」を「第二十一條の二第一項第三号」に、「第四十八條第三号」を「第四十八條第一項第三号」に改める。

第五十九條の二第一項中「工場又は事業所」を「工場等」に改め、「必要な措置」の下に「当該核燃料物質に政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置」を加え、同条第二項中「防止」の下に「及び特定核燃料物質の防護」を加え、同条第四項中「保安」の下に「及び特定核燃料物質の防護」を加え、同条第五項中「第一項に規定する」を「第一項の二に、防止して」を防止し、及び特定核燃料物質を防護して」に改め、同条第六項中「防止して」を「防止し、及び当該核燃料物質に含まれる特定核燃料物質を防護して」に、「防止する」を「防止し、及び特定核燃料物質を防護する」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十九條の三 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び廃棄事業者（以下この条において「使用者等」という。）は、特定核燃料物質が当該使用者等の工場等から運搬され又は外国の工場等から当該使用者等の工場等に運搬される場合で政令で定める場合においては、運搬が開始される前に、当該特定核燃料物質が発送人の工場等から搬出されてから受取人の工場等に搬入されるまでの間における当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者（本邦外において当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者を含む。）を明らかにし、当該特定核燃料物質の運搬に係る責任が移転される時期及び場所その他の総理府令で定める事項について発送人、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者及び受取人の間で取決めが締結されるよう措置しなければならない。

2 前項の場合において、使用者等は、同項の運搬が開始される前に、同項に規定する取決めの締結について、総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

第六十條の見出しを「保管者」に改め、同条中「使用者及び」を削り、「委託された者」の下に「（以下この条において「保管者」という。）」を加え、「しなければならない」を「保安のために必要な措置を講じなければならない」に改め、同条に次の二項を加える。

2 保管者は、政令で定める特定核燃料物質を保

管する場合には、総理府令で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

3 内閣総理大臣は、防護措置が前項の規定に基づき、総理府令の規定に違反して認めるときは、保管者に対し、特定核燃料物質の防護のための区域に係る措置の是正、特定核燃料物質の保管の方法の是正その他特定核燃料物質の防護のために必要な措置を命ずることができ、第六十一条の二の第三項中「第五十一条の十七」を「第五十一条の十七第一項」に改める。

2 第五十七條第二項、第五十八條及び第五十八條の二の規定は前項に規定する者が核燃料物質を保管し、又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物を廃棄する場合について、第五十七條第二項及び第三項の規定は前項に規定する者が特定核燃料物質を取り扱う場合について、第五十九條及び第五十九條の二の規定は同項に規定する者及びこれらの者から運搬を委託された者が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を運搬する場合について、第五十九條の三の規定は同項に規定する者の工場等から特定核燃料物質が運搬される場合について、第六十条第一項の規定は前項に規定する者から保管を委託された者が核燃料物質を保管する場合について、同条第二項及び第三項の規定は前項に規定する者から保管を委託された者が特定核燃料物質を保管する場合について準用する。

4 主務大臣は、第一項に規定する者の講じた同項の措置が適切でないと認めるときは、同項に規定する者に対し、次に掲げる措置を講ずることを命ずることができる。

一 核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するために必要な措置

二 特定核燃料物質の防護のために必要な措置（当該核燃料物質に特定核燃料物質を含む場合

合で政令で定める場合に限る。）

第六十九條第一項中「第十條」の下に、「第十二條の五（第二十二條の七第二項、第四十三條の三第二項、第五十一条第二項、第五十一条の二十四第二項及び第五十七條の三第二項において準用する場合を含む）」を加える。

第七十一條第四項中「第三十六條第一項の下に「若しくは第三項」を、「第四十三條」の下に、第四十三條の二第一項、同条第二項において準用する第十二條の二第三項、第四十三條の三第二項において準用する第十二條の五を、「第四十四條第二項の下に、第四十三條の三第二項において準用する第十二條の三第二項」を加え、同条第七項中「第五十一條第二項」を「第五十條の三第二項」に、「第四十九條」を「第二十二條の六第一項、同条第二項において準用する第十二條の二第三項、第十二條の七第二項において準用する第十二條の五、第四十九條」に改め、「第五十條の二第二項」の下に、「第五十條の四第一項、同条第二項において準用する第十二條の二第三項、第五十一條第二項において準用する第十二條の五」を加え、「若しくは第五十一條の二第二項」を「第五十一條の二第二項、第五十一條の三第二項、第五十一條の四第二項、同条第二項において準用する第十二條の二第三項若しくは第五十一條の二第二項の二十四第二項において準用する第十二條の二第三項若しくは第五十一條の二第二項の二十四第二項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

10 内閣総理大臣は、第五十九條の三第二項（第六十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認をした場合においては、運輸

大臣（当該確認に係る運搬が輸出又は輸入を伴うものである場合にあっては、通商産業大臣及び運輸大臣）に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

第七十二條の見出しを（「国家公安委員会等との関係」）に改め、同条中「又は第六十一條の二第一項」を「第十二條の二第一項、第六十一條の二第一項、第四十三條の二第一項、第五十條の四第一項、第五十一條の二第三項若しくは第五十七條の二第二項の認可をし、又は第十二條の三第二項（第二十二條の七第二項、第四十三條の三第二項、第五十一條第二項、第五十一條の二十四第二項及び第五十七條の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六十一條の二第一項」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

国家公安委員会又は海上保安庁長官は、公共の安全の維持又は海上の安全の維持のため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第十一條の三第一項、第十二條の二第一項若しくは第三項若しくは第十二條の三第三項の規定の運用に関し内閣総理大臣及び通商産業大臣に、第二十一條の二第二項、第二十二條の六第一項、同条第二項において準用する第十二條の二第三項、第五十條の四第一項、同条第二項において準用する第十二條の二第三項、第五十一條第一項、第五十一條の二第三項、第五十一條の三第二項、第五十一條の四第二項、同条第二項において準用する第十二條の二第三項若しくは第五十一條の二第二項の二十四第二項において準用する第十二條の二第三項若しくは第五十一條の二第二項の二十四第二項）の規定の運用に関し内閣総理大臣に、又は第三十五條第三項、第四十三條の二第二項、同条第二項において準用する第十二條の二第三項若しくは第四十三條の三第三

一項の規定の運用に関し、原子炉設置者に係るものにあつては第二十三條第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ内閣総理大臣、通商産業大臣若しくは運輸大臣に、外国原子力船運航者に係るものにあつては運輸大臣に意見を述べることができ、

第七十二條の次に次の一項を加える。

第七十二條の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、通商産業大臣及び運輸大臣は、この法律に基づき特定核燃料物質の防護のための規制に関し相互に協力するものとする。

第八章中第七十七條の前に次の三條を加える。

第七十六條の二 特定核燃料物質をみだりに取り扱うことにより、その原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又はその放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第七十六條の三 特定核燃料物質を用いて人の生命、身体又は財産に害を加えることを告知して、脅迫した者は、三年以下の懲役に処する。

2 特定核燃料物質を窃取し、又は強取することを知りて脅迫し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求した者も、前項と同様とする。

第七十六條の四 前二條の罪は、刑法第四條ノ二の例に従う。

第七十八條第一號の次に次の一號を加える。

一の二 第十二條の三第一項、第二十二條の七第一項、第四十三條の三第一項、第五十一條第一項、第五十一條の二第四第一項又は第五十七條の三第一項の規定に違反した者

第七十八條第六號の二中「第五十一條第一項」を「第五十條の三第一項」に改める。

第一項（第六十六條第二項において準用する場合を含む。）に、「第六十六條」を「第六十六條第一項」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第四号の三を第九号とし、第四号の二を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号の二を第六号とし、第三号を削り、第二号を第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 第十二条の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第一項、第五十條の四第一項、第五十一條の二第三項又は第五十七條の二第一項の規定に違反した者

五 第十二条の二第三項（第二十二條の六第二項、第四十三條の二第二項、第五十條の四第二項、第五十一條の二第三項及び第五十七條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

六号とし、第二号を第五号とし、第一号の三を第四号とし、同条第一号の二中「第五十一條第二項」を「第五十條の三第二項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第十二条の三第二項（第二十二條の七第二項、第四十三條の三第二項、第五十一條第二項、第五十一條の二第四項及び第五十七條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出を怠つた者

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の改正規定、第二条の改正規定、第十條第二項中第七号を第十二号とし、第六号を第十号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第二十二條第二項中第八号を第十六号とし、第七号を第十五号とし、第六号を第十四号とし、第五号の三を第十二号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第三十三條第二項中第九号を第十七号とし、第六号から第八号までを八号ずつ繰り下げ、第五号の三を第十二号とし、同号の次に一号を加える改正規定、同項中第五号の二を第十一号とする改正規定、同条第三項第一号の改正規定、第四十六條の七第二項中第十号を第十六号とし、第九号を第十五号とし、第八号を第十四号とし、第七号を第十三号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第五十一條の十四第二項中第十一号を第十七号とし、第十号を第十六号とし、第九号を第十五号とし、第八号を第十三号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第五十六條中第七号を第十七号とし、第六号を第十六号とし、第五号を第十五号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第五十八條の二の改正規定（第五十九條の二第一項の下に）、第五十九條の三第一項及び第六十六條第二項

（経過措置）

第三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に製錬事業者（製錬の事業を行う場合における動力炉・核燃料開発事業団を含む。）、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者（再処理の事業を行う場合における動力炉・核燃料開発

事業団及び日本原子力研究所を含む。）、廃棄物管理事業者又は使用者である者についての改正後の第十二条の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第一項、第五十條の四第一項、第五十一條の二第三項及び第五十七條の二第二項の規定の適用については、これらの規定中「特定核燃料物質の取扱いは開始する前に」とあるのは、「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第 号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から九十日以内に」とする。

2 前項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（原子力損害の賠償に關する法律の一部改正）

第四条 原子力損害の賠償に關する法律（昭和三十六年法律第四百十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物（次条第二項において「核燃料物質等」という。）を「核燃料物質等」に改める。

第二条第四項中「第二条第七項」を「第二条第八項」に、「第二条第六項」を「第二条第七項」に改める。

（原子力損害賠償補償契約に關する法律の一部改正）

第五条 原子力損害賠償補償契約に關する法律（昭和三十六年法律第四百十八号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項第四号中「第五十一條の十六」の下に、「第五十七條第一項若しくは第二項」を加え、「保安のために必要な」を削る。